

防災街づくり基本方針（素案）パブリックコメント実施結果

1. 実施概要

- ・ 期間：平成27年9月7日（月）～平成27年9月28日（月）
- ・ 媒体：区のおしらせ特集号（9月7日）、ホームページ
- ・ 受付状況：152人（意見数 238件）

内訳

| 区分 | 人数 |
|--------|-----|
| はがき | 140 |
| ファクシミリ | 1 |
| ホームページ | 10 |
| 封書 | 1 |
| 合計 | 152 |

2. 項目別意見数

| 区分 | 意見数 |
|--------------------------------|-----|
| 序 章 2. 位置づけ | 1 |
| 序 章 5. 対象とする取り組み | 5 |
| 第2章 2. 防災街づくりの基本的な考え方 | 1 |
| 第3章 1 - 1. 4つの目標を実現するための防災街づくり | 117 |
| 第3章 1 - 2. 地区特性に合わせた防災街づくり | 21 |
| 第3章 2. 復興街づくり | 1 |
| 終 章 1. 区民・事業者・区の役割 | 35 |
| 終 章 2. 地域力の向上 | 15 |
| 終 章 3. 多様な主体との連携 | 1 |
| その他防災街づくり整備方針に関すること | 17 |
| 防災街づくり整備方針に関すること以外 | 24 |
| 合計 | 238 |

防災街づくり基本方針(素案)パブリックコメントにおける意見と区の考え方

| 番号 | 該当する章など | 該当する項目 | 意見(原文) | 区の考え方 |
|----|---------|---|---|---|
| 1 | 序章 | 2.位置づけ | 総花的、総論的なお題目ではなく毎年実行可能な題目を実施なさるように計画に時間軸を入れてください。 | 本方針は、本区が今後20年間の期間に実施する防災街づくりに関する基本的な方針として定めるものです。今後実施する具体的内容等につきましては、本方針に基づいて、防災街づくりに関する様々な計画で優先順位等を明らかにし、施策・事業を進めてまいります。いただきましたご意見の視点は、今後の参考とさせていただきます。 |
| 2 | 序章 | 5.対象とする取り組み | スーパー台風、集中豪雨など異常気象に対応する方針を明示するべきだと思う。従来の対応では、対応しきれない事態が生じているとの事であり、区民の意識を高めるためにも独立した目標とすべきであると思う | 序章「はじめに」5.「対象とする取り組み」に記載のとおり、本方針は、地震被害に関する取り組みとして作成しております。豪雨対策など、その他の災害につきましては、豪雨対策基本方針や地域防災計画にある富士山噴火降灰等対策など、各方針及び計画等に取り組みを定めております。 |
| 3 | 序章 | 5.対象とする取り組み | 方針の基本となるのはリスク・アセスメントである。従来の認識にとらわれずリスクの認識を的確に行い、地震だけでなく水害、火山の噴火等も視野に入れて、実効性のある方針づくりが望まれる。 | また、区全体の防災対策は、包括的な計画として世田谷区地域防災計画を策定しております。 |
| 4 | 序章 | 5対象とする取り組み | 火山爆発時の対応についても言及すべきである。火山灰等の除去についても方法や堆積場所について検討項目に入れるべきである。 | |
| 5 | 序章 | 5.対象とする取り組み | このころの豪雨が心配です。一昨年当マンションの一階が水浸しになりました。今年に入って2回、雨水の排水管が逆流し、水が溢れました。世田谷通しもNHK技研前のバス停が水浸し！！今のところ住民でマンションの水をかきだしたり、土のうをつんだり(土のうステーションを利用させていただき感謝しています)していますが、区に伺ったところ、大蔵通りの排水管が対応しきれないとか…。このような場所はほかにもあると思いますが、天候不順が続いておりますので、ご考慮頂きたいと思います。 | 序章「はじめに」5.「対象とする取り組み」に記載のとおり、本方針は、地震被害に関する取り組みとして作成しており、豪雨対策につきましては、豪雨対策基本方針に取り組みを定めております。 なお、雨水管について、いただきましたご意見を管理者である東京都下水道局にお伝えします。また、本区の取り組みとして、東京都下水道局と連携・協力して、雨水管の早期整備を図るとともに、雨水浸透枳等による流域対策を進め、浸水被害の軽減に努めてまいります。 |
| 6 | 序章 | 5.対象とする取り組み | 安全に避難できる街をつくる、円滑な救護等の確実な実施、延焼火災等に対して脆弱な密集市街地が残されている場所、浸水被害への備えも重要である。短時間で多くの浸水被害させる局地的集中豪雨に対しても、都と連携しながら被害を最小にとどめる。 | 第3章「実現への方策」において、火災に強いまちをつくる・安全に避難できるまちをつくる・迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる、の各項目において、震災への備えとして本区が取り組むべき方策を記載しております。 また、短時間で局地的な集中豪雨に対応するため、東京都と連携・協力して、浸水被害の軽減に努めるとともに、流域対策の強化の推進を図っていきます。 |
| 7 | 第2章 | 2.防災街づくりの基本的な考え方 | 4つの目標について、具体的かつ定量的な目標値を定めべきと考えます。例えばそれぞれに5年後には、 1)住宅耐震基準を満たす住宅の比率を %、土砂崩れ危険箇所の対策率を100% 2)火災延焼注区面積を m ² 以下 3)区内全域において、広域避難場所にとりつく時間が現在は最長××分、平均××分であるならそれぞれ60分以内、40分以内とする 4)橋梁補強箇所 箇所。緊急輸送道路の常時整備率100% など | ご意見を踏まえ、序章「はじめに」6.「関連する法律・計画等」において、取り組みや目標値の一例を追記し、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」において、これらの方策の具体的な目標等は、それぞれの対応する計画等において示しております、と追記いたしました。 |
| 8 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 築40年の我家。1Fが鉄骨、2Fが木造の混構造の為、耐震診断、耐震工事の助成金が出ません。地震で壊れてからでは多額のお金が必要となります。マンション、コンクリート造、木造は助成金が出るのに対象外となり不利です。建築内容に関わらず広範囲に助成金を出して耐震化が進むように一考をお願いします。地震の恐怖は身にしみて感じますので耐震化を進めて下さるようお願いいたします。 | 建築物の耐震診断は、国土交通省の基本的方針に基づき、地震に対する安全性を評価する国土交通大臣が認める方法により行います。区では、木造の耐震診断をする耐震診断士を派遣し、(一般財団法人)日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断を行っておりますが、同一平面上に木造や鉄骨造などが混在する平面混構造は適用範囲外となっております。 そのため区の無料耐震診断派遣や耐震改修助成については、安全性が判断することができないため、対象外としております。 |
| 9 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 耐震補助建築・工事における助成金の支給の条件を検討してほしい(多様性を持たせてほしい)。一例として築35～6年の自宅を平成19年に区が実施している耐震診断をもらったところ、総合評価0.26、大変危険というコメントをもらいました。実費では経済的に行えず、区に3度、個人的に検討してほしいと要請に伺いました。最終的に鉄筋を縦に使用しているということで「ダメです」との返答でした。鉄筋2本で困っている一階は空洞になっています。私のケースも多いのではないのでしょうか、不安です。 | なお、耐震化の推進に関するご意見を踏まえ、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(1)「揺れに強いまちをつくる」建築物の耐震化を進めるに、耐震改修促進計画に基づいて、建築物の耐震化をより推進することについて追記いたしました。今後とも、耐震化の取組みを進めてまいります。 |

| | | | | |
|----|-----|---|--|---|
| 10 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 築50年近いマンションに住んでいます。耐震対策について自治会では資金的にムリと言っています。幹線沿いの住まいでないに補助金が出ないからとのこと。対処をお願いしたいです。 | 区では、昭和56年以前の建築物について、耐震診断、補強設計、耐震改修の助成をしております。また、分譲マンションの耐震化を検討するにあたり、様々なアドバイザーを管理組合等に行うアドバイザー派遣も無料で行っております。詳しくは建築調整課耐震促進担当へお問い合わせください。 なお、耐震化の推進に関するご意見を踏まえ、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(1)「揺れに強いまちをつくる」。「建築物の耐震化を進める」に、耐震改修促進計画に基づいて、建築物の耐震化をより推進することについて追記いたしました。今後とも、耐震化の取組みを進めてまいります。 |
| 11 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 新しく家を建造する時には当然考えるべき重点ではあるが、現時点では改造する以外にはない。資金的支援はあるのか。 | 世田谷区耐震改修促進計画において、耐震化の基本的な考え方として、原則として建物所有者自らの責任で行い、区は技術的・財政的な支援を行うとしており、適法でない建物に公費を投入しないことにご理解いただいていると認識しております。 建築物は新築時はもちろん増築する場合も、建築基準法に合致するよう確認申請による確認済証の取得及び、建物完成後使用する前には完了検査を行い、検査済証を取得しなければなりません。建築当時に適法で、その後法律が変わったことにより適法とならなくなった場合は、既存不適格建築物として助成対象となりますが、無届で増築した場合等は、既存不適格建築物とはなりません。 適法でない建物であっても、耐震診断士の無料派遣は行っており、耐震性がないと判定された場合には、耐震改修の方法や概算費用提示など専門的な相談を行うことができる無料の訪問相談制度も行ってあります。なお、耐震改修と併せて是正工事を行う場合は、助成対象となります。 いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。今後とも耐震化の取組みを進めてまいります。 |
| 12 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 古い家はもちろん、マンション等の地震防止策に補助金を出す。 | |
| 13 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 住宅密集地で、昭和40年代に建売りで購入した木造住宅のため、耐震工事の助成金を利用しなかったのですが、世田谷区から派遣された専門家に見てもらったら、昔建て増した部分が今の法律に合っていないので助成が受けられないと言われ、耐震工事をあきらめました。地震がくるたび、恐い思いをしています。昔の家だから、今の法律に合わないとしても仕方ないのでは？どんな家にも助成受けられるよう、改定してほしいです。 | 世田谷区内にも耐震基準が制定される以前に建てられたマンションも多いと思われる。耐震検査を受けて欠陥が判明すると改修しなければならず、その費用も足りず、頬被りをしているマンションも多いと思います。耐震検査を義務化することはできないでしょうか。耐震検査を受けて、すべての項目に合格したマンションには「優」といったようなマークを発行すれば、その住民は安心するでしょうし、耐震検査を受けていないマンションは検査を受けることを急ぐと思います。先送りして、当面その場をとりつくって切り抜けているマンションも多いと思います。最終的には震災に耐えられなく甚大な人的・物的被害を被ることが予想されます。ご考慮をお願いいたします。 |
| 14 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 世田谷区内にも耐震基準が制定される以前に建てられたマンションも多いと思われる。耐震検査を受けて欠陥が判明すると改修しなければならず、その費用も足りず、頬被りをしているマンションも多いと思います。耐震検査を受けて、すべての項目に合格したマンションには「優」といったようなマークを発行すれば、その住民は安心するでしょうし、耐震検査を受けていないマンションは検査を受けることを急ぐと思います。先送りして、当面その場をとりつくって切り抜けているマンションも多いと思います。最終的には震災に耐えられなく甚大な人的・物的被害を被ることが予想されます。ご考慮をお願いいたします。 | 平成25年の建築物の耐震改修の促進に関する法律改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものや、東京都が指定する緊急輸送道路沿道建築物であって一定の高さ以上のものについては、耐震診断が義務付けられ、それ以外の全ての建築物については、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課せられました。 また、東京都耐震マーク表示制度により、耐震性のある都内全ての建築物を対象にマークを無料で配布しております。新耐震基準で建てられた建築物のほか、耐震診断を行い耐震性が確認できた建築物や、耐震改修により耐震性が確保された建築物が該当となります。 なお、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(1)「揺れに強いまちをつくる」。「建築物の耐震化を進める」に記載のとおり、分譲マンションなどの耐震化を促進してまいります。 |
| 15 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 「揺れに強いまちをつくる」ために、集合住宅で理事の交代に伴い、保管が至らなくなりがちな、「設計図書」を保管して欲しい。 具体的には、「構造計算書」付きの「構造図」、「意匠図」、「設計図」です。通常、「意匠図」は、消火の必要から、建物が壊されてから1年後まで、管轄の消防署で保管されているモノなので、世田谷区でも意欲さえあれば、「設計図書」の保管は可能だと思います。世田谷区の耐震の助成は、新宿区などと比べると、手薄なので、もっと充実させてほしい。地震の被害がより深刻となりそうな、東京以外の、他の自治体はもっと充実されているかも知れないので、入念な調査の上、世田谷区が、大地震の際、4日以上も、陸の孤島とならないような対策をお願いします。これらの地道な世田谷区の御努力が、倒壊する建物や死傷者を減らすことに繋がるなと思います。 | いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、建築基準法第8条において、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない、そのためには設計図書が必要不可欠と考えられます。 また、マンションの管理の適正化の推進に関する法律により、管理組合には設計に関する図書が分譲会社から引き渡されることになっています。これは所有者の財産ですので、所有者が管理すべきものであると判断しております。 |
| 16 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 近年、一軒の家があった所に三軒くらい建つようになり、家と家の間隔が狭いので、そのような建造物は、防火耐震等の基準を強くする。 | ご意見を踏まえ、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(1)「揺れに強いまちをつくる」。「建築物の耐震化を進める」において、新たな耐震改修促進計画に基づいて、建築物の耐震化をより推進することについて追記いたしました。今後、記載のとおり取組みを進めてまいります。 また、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「建築物の不燃化を進める」に記載のとおり、不燃化促進の取組みを進めてまいります。 |

| | | | | |
|----|-----|---|---|--|
| 17 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 小住宅密集地域の、耐震・耐火共同住宅の建設。 | 世田谷区では、世田谷区耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震化を進めており、現在住宅は87%が耐震性を満たしていると推定されます。現在改訂中の世田谷区耐震改修促進計画に基づき、今後も継続して耐震化を進めてまいります。 |
| 18 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 揺れに強い町を作る、個々の建築物の耐震化、不燃化の促進、住宅密集地の整備を行う際にも地震の災害などを考える。 | なお、耐震化の推進に関するご意見を踏まえまして、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(1)「揺れに強いまちをつくる」建築物の耐震化を進める、に、耐震改修促進計画に基づいて、建築物の耐震化をより推進すること、「老朽木造建築物の建替えを進める」において、建替え困難な敷地の耐震化を進めるために、建築物の除却、敷地の活用等の支援を行うことについて追記いたしました。 |
| 19 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 前を通るだけでも危険を感じる建物が多すぎる。建替え等推進をお願いしたい。 | また、木造住宅密集地域などにおける建築物の不燃化については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」建築物の不燃化を進める、や、1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(2)「地区の課題に応じた防災街づくり」防災性が低い木造住宅密集地域における防災街づくりに、記載のとおり、不燃化の取組みを進めてまいります。 |
| 20 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 世界は人口激増のまっしぐら。日本だけは人口減(しかし、国土が狭いか)。4つの目標を見ても、東日本大震災は強烈で長かった！東京直下大震災が来ればアウト！木造家屋を鉄筋コンクリート化するしかない。道幅の狭さは歩道幅分を無くしかねない。世界初人口減日本国。住宅をビル化止まりか。明日来ても珍しい東京直下大震災に真っ平らにされても嬉しくないから。 | |
| 21 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 都市計画を作成しても、これに沿わない個人住宅をどうするか、具体的な支援策が求められます。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(1)「揺れに強いまちをつくる」老朽木造建築物等の建替えを進める、に記載のとおり、建替えの促進を進めてまいります。 |
| 22 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 私の家族は老朽化した住宅に住んでいます。築50年以上です。建て替えを考えたとしても道路に面しているためセットバック等があり、有効面積が狭くなります。その上、建ぺい率50%、容積率100%という規制があり、住み続けること自体が無理です。道の向こう側は違うのに...。もう少し私達住んでいる住民のことを考えた基準を求めます。安全な街づくりも大事ですが、この規制を緩めることにより前進すると考えます。 | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 23 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 家具の固定は殆どの家でしていないと推定する。呼び掛け、家庭訪問、促進を計る。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(1)「揺れに強いまちをつくる」家屋内の安全性の向上に努める、に記載のとおり、区の関係団体や民間団体と連携して家具転倒防止対策を促進してまいります。 |
| 24 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (1)揺れに強いまちをつくる | 高齢者世帯に対して行っている耐震のための家具固定の補助などは子育て世代にも必要なサービスだと思います。 | なお、区では、高齢者・身体障害者・要介護者等の家具転倒器具を取り付けることが困難と考えられる方を対象に材料及び取付の支援をしており、平成26年度までに5,000世帯を超える世帯に取付をしてまいりました。家具転倒防止器具は最も簡単に行える地震対策であり、対象である方々に活用いただくため、地区防災訓練や避難所運営訓練などご紹介するほか、65歳を迎える際に区から送付する介護保険者証の関係書類に同封し、活用を促しております。 |
| 25 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 基本理念の達成の最大の世田谷の障害とは道路狭少に有る。粘り強い計画を立て、都計道etc選定枠を増して道路網計画の見直し。 | そのほか、消防署と連携し、消防署が防火診断に赴く際に、パンフレットの配布など呼びかけもしております。お近くの方に対象の方がいらっしゃいましたら、ご活用を助めていただくと幸いです。 |
| 26 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 災害対策はまず道路の整備が重要です。世田谷には予定された道路が地図にいっぱいあります。それを早く整備することです。地震対策、今頃の気象状況から災害は常に起きています。強い家と言われても道の狭いところに住んでいる者には、火災などのため避難が出来ないと思われれます。道造りを第一と教えてください。細切れ道を無くしましょう。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」延焼遮断帯として機能をもつ都市計画道路を整備する、に記載のとおり、東京都との連携を強化して、延焼遮断帯として位置づけられている都市計画道路の早期整備を進めてまいります。 |
| 27 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 計画道路の工事を早めに進めること(三角橋～三宿までの)。 | 都市における道路は、延焼遮断帯、緊急物資輸送路、消防活動のためのスペース、避難路など、災害発生から復旧復興に至るあらゆる場面で多様な役割を担う大変重要な施設です。 |
| | | | | 区では、防災減災対策を進める上で、道路整備は重要な取り組みであると考えており、「せたがや道づくりプラン」に基づき、防災性向上に寄与する道づくりを重点的に進めてまいります。 |
| | | | | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」延焼遮断帯として機能をもつ都市計画道路を整備する、に記載のとおり、東京都との連携を強化して、延焼遮断帯として位置づけられている都市計画道路の早期整備を進めてまいります。 |
| | | | | 三角橋から三宿に通じる都市計画道路補助26号線は、淡島通りより南側の区間の整備が、現在、東京都により進められており、三角橋から淡島通りまでの区間の整備も、今後、東京都により行われる予定です。早期整備のご意見は、施行者である東京都へお伝えします。 |

| | | | | |
|----|-----|---|--|--|
| 28 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 赤堤通りと城山通りを繋ぐ惠泉学園横の道路は一住民の立ち退き拒否により未だに通じていません。強制執行するとの世田谷区の説明から、かれこれ2年。説得して円満にとの考えにも限度があります。一住民の反対で緊急時に予想される障害は早期に解決すべきと思いますが、行政の考えは如何に。 | 主要生活道路第106号線惠泉付近の事業につきましては、事業着手以来、鋭意進めてまいりましたが、ご意見のとおり現在もなお、一部区間が完成しておりません。 区では、平成23年2月に、土地収用法の事業認定を受け、法に基づき明け渡しの手続きを行っております。 今後、着実に手続きを進め、早期開通に向けて取り組んでまいります。 |
| 29 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 「火災に強いまちをつくる」との観点で、緑の確保・増大は大事なことと思いますが、最近の傾向として、相続を経るたびに土地が細分化し、それと比例するように樹木や空地が減ってきています。 世田谷区として個人の相続や売却に関与はできないと思いますが、「火災に強いまちをつくる」観点から、地域状況をよくみて、適宜土地の購入も行的、公園等緑地の確保をして戴くべきではないかと考えます。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「延焼遅延効果が見込める道路や公園・緑地等を整備する」に記載のとおり、延焼遅延帯を構成する、また避難場所や救助活動場所、都市水害の軽減などの防災機能の観点からも、公園緑地の整備を進めてまいります。 |
| 30 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 売地などあれば出来るだけ、空地、緑地を広げて防災、区民の憩いの場所を作ってほしい。 | |
| 31 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 空き地を沢山作り、樹を沢山植えていざという時の集合場所にする。公園を増やす。 | |
| 32 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 火災に強いまちをつくる、大火から区民の生命と財産を守るための不燃空間の形成が難しい住宅地においては不燃遮断帯で囲まれたブロックの形成の推進。防災空間の確保。 | ご意見を踏まえ、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「防災活動の円滑性を向上させる」において、狭あい道路拡幅整備事業等を推進し、狭あい道路の解消を進めることについて追記いたしました。 防災街づくりの各種事業により道路整備を進めるとともに、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトによる不燃化特区制度などを活用して、老朽建築物の建替えを促進してまいります。 |
| 33 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 近所は家が密集しており、道路も細く火災に弱く感じております。道を太くし、老朽化した建物や空家の対策を今以上に促進してほしい。 | |
| 34 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 「火災に強いまちを作る」について、狭あい道路整備工事の拡張を希望する。 新築の際にセットバックをした家が8割程あるが、以前からの旧家が2割ほどあり、又はセットバックしても塀を建ててあり、意味が無い。現状、これら2割程度の家には区が積極的に働きかけ地域一帯に4m道路を確立すべきである。 | ご意見を踏まえ、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「防災活動の円滑性を向上させる」において、狭あい道路拡幅整備事業等を推進し、狭あい道路の解消を進めることについて追記いたしました。 狭あい道路の拡幅整備は、建替え時に事前協議を行い、建築主・土地所有者の承諾を得て進めておりますが、建築を伴わない場合でも、近隣の整備工事を行なうときに区からお声かけして同時に工事を行なったり、木造住宅密集地域にチラシ配布をして、工事可能なお宅にお声かけするなどの取り組みも進めております。今後とも、建築主、土地所有者等に今まで以上に働きかけを行い、拡幅整備につなげていきたいと考えております。 |
| 35 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 狭隘道路のセットバックについての実例。 当家は数年前に建替えセットバックしている。同じく数年前に建て直した隣家はセットバック部分にツゲの木で垣根を造り現在はそれが以前の道路幅にはみ出し以前より狭くなっている。同じく建て直した隣家の前側の家はセットバック部分にツツジでできた植込みを作り、且つ角切り部分に大きな植木鉢を置き、角切りの役割を果たしていない。区役所に相談したところどちらも堅固な物でなければ止む無しの見解だった。セットバックは防災上で行うべきルールではないのか？ | |
| 36 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | とにかく道が狭いので、区有地を効果的に取得・整備し、車のすれ違い確保や火災の延焼防止に役立てる。 | |
| 37 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 感想だけで申し訳ありませんが、日常的に考えていることです。 街づくりはじっくりと基本から作り上げるものなのでしょうが、どうもスピード感に欠けているように思えてなりません。今回、東京都が「今やろう、災害から身を守るすべてを、大変タイミングが良くこれでもかという防災の意識が日常に溶け込むように手を取り読みました。意識していても実行が伴わないことが問題なので、きっかけづくりに役立つものです。大変参考になりました。 区内には住宅地が多いですが、道幅が狭い、植木が道路に飛び出し通路に迷惑をかけている、みどりの確保は大切ですが、道路の整備に力を入れてほしい。避難通路でもありません。 | 都市における道路は、延焼遮断帯、緊急物資輸送路、消防活動のためのスペース、避難路など、災害発生から復旧復興に至るあらゆる場面で多様な役割を担う大変重要な施設です。 区では、防災減災対策を進める上で、道路整備は重要な取り組みであると考えており、「せたがや道づくりプラン」に基づき、防災性向上に寄与する道づくりを重点的に進めてまいります。 |
| 38 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 世田谷は運転手泣かせの処ですね。駅前通りが時間的制限があるのか、祖師谷5丁目～サミットまでの通り6m位か、5時頃から上下とも大変混み合い老人には無理です。このあたりは商店もなく不便な生活です。至誠会に行くにも成城ホール前で降りてバス停迄も距離があります。自転車事故も含めて道路付けの問題です。 | |

| | | | | |
|----|-----|---|--|--|
| 39 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 火災に強い常緑広葉樹を配植。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」 「延焼遅延効果が見込める道路や公園・緑地等を整備する」に記載のとおり、街路樹には災害時に防災機能を発揮するような樹種(防火用樹種、耐火樹種)の植栽に努めてまいります。 |
| 40 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 高速道路、広幅員道路に限らず、火災時に渋滞車両に引火することによって、道路が火の道になる可能性がある。道路整備は万能ではない。ほんとうに必要な整備かの検証を、再度、新たな目で見直すことを方針にすべき。特にみどりを伐採して道路拡幅する場合は、渋滞車両への引火の場合に限らず、どちらが延焼遮断効果があるかの検証が必要である。 一例は、代替道路(玉川通り、駒沢通り)が十分あるのに、主要生活道路整備の優先整備路線に指定されている主232で、沿道の緑を伐採して道路拡幅する場所が多い。かえって延焼しやすくなる可能性がある。ぜひ、既存の方針を頑なに継承することなく、整備の必要性を見直してほしい。 | 大地震が発生した場合は、救命・救助・消火等の初期活動が円滑に行われるよう、緊急交通路の確保を最優先とした交通対策が実施され、道路交通の混乱を最小限に抑えるための必要な措置がとられることとなります。 なお、民有地内の樹木等は、建物の更新や土地利用の変更など、地権者の意向により伐採される可能性もあります。 道路や河川などによる延焼遮断効果は、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の災害事例で確認されており、区では都市計画道路等の整備により延焼遮断帯を形成することは必要と考えております。 主要生活道路232号線は、歩道が未整備の区間があり、歩行者の安全確保に課題があることから、現在、区では、道路を拡幅し歩道を設置する整備に向けた取り組みを進めています。 |
| 41 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 新築の住宅はほとんどが木造で建設されている。外壁を不燃材としても大きな火災では延焼をくいどめる防火ラインにはならない。火災に強いまちづくりという都市計画的視点が住宅を建てようとする建宅のインセンティブにはなりえない。耐火建築で住宅を作るという動機づけはその方が経済的に得になるということにすべき。耐火建築支援、耐火建築と木造の差額の10%でも補助できれば流れは大きく変わると思う。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」 「建築物の不燃化を進める」に記載のとおり、新たな防火規制区域の拡大の推進や、建築物の不燃化を局所定に改善する新たな施策展開に向けて東京都等と連携し、より効果的な延焼抑制に努めてまいります。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 42 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 南烏山6丁目付近は道路が狭いので、消防自動車も入らないので道路拡幅の工事をしてもらいたい。このままだと交通事故があってもおかしくない。杉並区は道路拡幅工事をしているので、世田谷区も実施してもらいたい。 | ご意見を踏まえ、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」 「防災活動の円滑性を向上させる」において、狭い道路拡幅整備事業等を推進し、狭い道路の解消を進めることについて追記いたしました。 世田谷区は全体的に道路整備の水準が低く、ご指摘のような、災害時に円滑な避難や、消防活動などを行うことが困難な区域が広く存在しています。このため区では、「せたがや道づくりプラン」に基づき、これらの解消に向けた道路整備を計画的に進めております。 南烏山6丁目付近の道路整備のご要望につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 |
| 43 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 祖師谷あたりの道がとても細く消防車が通れないと思います。地震などで火災が発生したとき大変危険です。道を広げるなり、見直していただきたい。 | ご意見を踏まえ、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」 「防災活動の円滑性を向上させる」において、狭い道路拡幅整備事業等を推進し、狭い道路の解消を進めることについて追記いたしました。 世田谷区は全体的に道路整備の水準が低く、ご指摘のような、災害時に円滑な避難や、消防活動などを行うことが困難な区域が広く存在しています。このため区では、「せたがや道づくりプラン」に基づき、これらの解消に向けた道路整備を計画的に進めております。 祖師谷地区の道路整備のご要望につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 |
| 44 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 提案です。私達の周りにプールがない。災害の時の水にも使えるし、大事です。ぜひお年寄りも入れるプールお願いします。尾山台小学校でも尾山台中学校でも温水プールがあれば良いと思います。ほとんどの人が緑丘小学校のプールに行っています。どうぞ老人にも良い政策を宜しくお願いします。玉川中学校等のプールまではバスも出でないし不便です。 | プールについては年間を通して水を蓄えている場合、震災時の火災に対応するための消防水利として活用することが可能です。また、飲料水以外の生活用水としても活用可能です。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 45 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 地震などの際に停電して後に通電すると、停電前に電気が入っていた器具から火災が発生するのが阪神の時の火災で非常に多かったらしいです。とにかく避難する前に「ブレーカーを切っておく」ということをもっと宣伝し、徹底すべきだと思います。とても簡単なことですから、ぜひ誰にでも知らせてほしいと思います。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」 「家屋内の出火の抑制に努める」に記載のとおり、家屋内の出火を予防する取組みを進めてまいります。 なお、区や消防署が実施している防災訓練等の機会を捉えて、避難する際に「ブレーカーを切ることは、積極的にお知らせしております。今後も引き続き、啓発に努めてまいります。 |

| | | | | |
|----|-----|--|---|---|
| 46 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 電源ブレーカーを自動的に切る感震ブレーカーの設置を義務付けることを推進することを提案します。簡易な安価のものから電源盤をそっくり交換する高価なものまでありますが、高価なものには補助金制度を設けることも考えられます。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「家屋内の出火の抑制に努める」に記載のとおり、家屋内の出火を予防する取組みを進めてまいります。 なお、感電ブレーカーにつきましては、震災発生と同時に通電が遮断されることで、医療機器の電源が遮断されるなどの不具合が生じる事象の発生も想定されることから、国においても設置を義務づけまでは検討が進んでいない状況です。感震ブレーカーの設置は、自助が原則と考えておりますが、木造住宅密集地域においては、早急に普及することが望ましいことから、補助制度につきまして、現在、検討中です。 |
| 47 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 丁寧にとまとめていると感じました。感震ブレーカーについて導入促進を図るべきです。例えば、木造密集地域や狭隘道路のみに面している地域には公費を投入して事前に優先的に設置しておくことが事後対策の軽減に有効と考えます。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「家屋内の出火の抑制に努める」に記載のとおり、家屋内の出火を予防する取組みを進めてまいります。 感震ブレーカーの設置は、自助が原則と考えておりますが、木造住宅密集地域においては、早急に普及することが望ましいことから、補助制度につきまして、現在、検討中です。 |
| 48 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 震災時の火災防止対策として感震ブレーカーの設置をお願いします。意見での設置しても意味がないので、世田谷区内全家庭の設置をご検討下さい。他区では感震ブレーカーの設置の動きがあるようです。 | |
| 49 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | なんといっても火災が一番怖いです。全世帯に消火器と揺れを感知すると、自動的にブレーカーが落ちる装置を設置して使用方法を徹底する等、火災の備えに力を入れてほしいです。火災が起きない街づくりをして頂きたいです。 | |
| 50 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 地震、火災には真剣に備えていかなくてはと思います。高齢社会を考えると、「火の始末」や意識がおぼつかなくなってくる人も増えると思う。火を出さない対策・用具等大切だと思います。 | |
| 51 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 一軒家にも使えるスプリンクラーが有ったら良い。 | いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 52 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 二人以上の世帯に対しても火災報知器などの設置補助をして頂けると暮らしの安心につながると思います。 | いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、区では、住宅用火災警報器をあっせん価格でご案内しております。案内のパンフレットはお近くの出張所・まちづくりセンターで配布しております。また、ホームページでもご覧になれます。 |
| 53 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | マンションでは災害時の火災がこわい。類焼を防ぐ建物全体としての対策を考え、実行してほしいです。個人ではどうにもできないから... | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「家屋内の出火の抑制に努める」に記載のとおり、家屋内の出火を予防する取組みを進めてまいります。 また、いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 54 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (2)火災に強いまちをつくる | 給水拠点が少ないので、災害時人々が殺到する恐れがある。区役所や羽根木公園付近に一つ拠点を増やしてほしい。 | 給水拠点の設置については、東京都水道局が対応をしております。ご要望は都へお伝えします。 また区では、給水拠点での給水を補完するものとして、給水用スタンドパイプを避難所となる区立小中学校等へ配備しておりますので、断水時にはこれらも活用し給水を行うこととしております。 |
| 55 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 比較的土地の広い家で、古くなりブロック塀が道幅を狭くし、4mに満たない場所があるので、取り除いても支障がなく、災害で倒れる危険性があるので、とってもらう為に1年後にはみ出した部分に増税し、取り除く費用のない人には助成金を出したりすると道端が広がり良いと思います。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、災害時において倒壊の危険性のあるブロック塀等の補強及び改善の啓発や助成等により安全性の向上を図ってまいります。 いただいたご意見は、ご提案として今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 56 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 大きな公園がある一方で近場にある公園が少ないです。公園とは名ばかりで何かあった時にそこに行けばどうかなるスペースではありません。避難場所が遠いのが目下の心配ごとです。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「地区内の避難空間を確保する」に記載のとおり、災害時の一時集会所や地区の防災活動の拠点となる公園の整備に努めてまいります。 |

| | | | | |
|----|-----|--|--|--|
| 57 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 淡島の交差点そばの公園の利活用について提案いたします。 別途、住宅課へ進言させて頂きました保育と看護の施設新設にて給仕施設を整備した後、公園区画にトイレ、シャワールームの設備、もしくは井戸水の設備を行い、災害時の受け入れ可能な施設用区域と致します。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「地区内の避難空間を確保する」に記載のとおり、災害時の一時集会所や地区の防災活動の拠点となる公園の整備を推進いたします。 また、公園を整備する際は、かまどベンチや災害時用マンホールトイレの整備などを進めているところがございます。いただいたご意見は、今後の公園づくりの参考にさせていただきます。 |
| 58 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 東京都に働きかけて、都立祖師谷公園の整備を進めてほしいと思います。現状、住宅跡地などがそのまま、面積に対し、十分な活用ができないと思います。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所の確保に努める」に記載のとおり、既存の広域避難場所の更なる拡張のため東京都との調整を進めてまいります。 広域避難場所となりうる都市計画祖師ヶ谷公園の早期開設と、公園予定地の暫定利用を、東京都に働きかけてまいります。 |
| 59 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 避難所施設(ケガ人だけでも)をどこにするのか、決めてほしい。 | 区内の避難所および医療救護所等の施設につきましては、区民行動マニュアル等に掲載し資料として配布しているほか、区のホームページにも掲載しております。ご不明な点がございましたら、お問合せください。 |
| 60 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 近くの避難場所は京西小学校のようです。そんなに近くないので、用賀3丁目にできる保育園が避難場所であるといいなと思いました。 | 避難所は、区立の小中学校を指定し運営体制を整えています。避難所の設置につきましては、運営に携わっていただく町会・自治会等との協力体制の整備を伴いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 |
| 61 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 空家が多くなると予想されるので、袋小路を失くす取組みをしてほしいです(特に経堂)。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、道路や広場の整備、協定等による通り抜け空間の確保などを進め、行き止まり路の解消を図ってまいります。 |
| 62 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 近隣への延焼の可能性のあるいわゆるゴミ屋敷は区の強制力に対応して頂けると安心です。災害を軽減する為にも事前の検討が望まれます。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「地区内の避難空間を確保する」に記載のとおり、空き家などの民有地を有効活用するための方策について、検討を進めてまいります。 また区では、管理不全な空き家について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」と、現在制定を目指しております(仮称)「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」により、関係所管と更なる連携を行い、適切に対応してまいります。 |
| 63 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 空家の放置が長いものがある | |
| 64 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 空家(木造戸建)が増えている。所有者(権利者)との直接交渉を含め、区が積極的に乗り出し、防災に強い街作りに取り組んでほしい。 | |
| 65 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 基本方針、基本理念すべて立派で異論はありませんが、テレビ等で放送されている、ごみ屋敷・不在家屋(老朽)の存在は、それ以前の問題です。条例でその存在を除去し、許さないことを明確にすべきです。火災に強いまちを作ると言っても、この様な無責任、危険な家屋、住民を放置しては、無意味です。環境の整備、不安の除去を優先し、それから基本方針の推進です。 | |
| 66 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 空家問題とも関係しますが、老朽化して危険な家屋など地域にあれば、早期に対応できるようにできたらと思います。 | |
| 67 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | ゴミ屋敷や電柱、実に不安。隣家が我が家との境に、ずっと太竹を植えた状態で内外ゴミ屋敷、無人。前は我家敷地(約150坪)の中央寄りに家を建てていたが、相続税(1990年)発生、分納でしたが(2005年)、住宅解体南側を売ったが不動産屋(電鉄系)が隣家と結託、境界未決定とした。竹の枯葉が年中(北寄りの建替え我が家の屋根越しに飛んできて、近所、子供も多く、火災(隣家は一度失火、恐かった)対策立てないと。境の溝の端に電柱あり、震災時、大丈夫か? | |
| 68 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 防災は、空家が多いのでまず、平地にすること。空家対策。 | |

| | | | | |
|----|-----|--|--|---|
| 69 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 緑地、公園の地下に物資の貯蔵をする。 | 区では現在、公有地の整備等にに合わせて、備蓄倉庫の増設の検討を進めております。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 |
| 70 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 駒沢公園の整備、駒沢公園の運営主体が区かどうか？。今の駒沢公園は何ら特徴ナシ。マンション深沢ハウス寄りの体育館を取り壊し新築中。ここは2～3年前に舗道・敷地整備をしたばかり、その舗装を壊しての取組みです。この例を他の施設で繰り返さぬよう区としても働きかけて下さい。 立地(地の利)が良くない。田園都市線駒沢大学駅から近く、自由通りの細道を経由しなければならず、集団(グループ)の歩行には向かない。 「スポーツ」への特化はもうやめて、「緑」を思い切り増やし、普段はCLOSE、有事にOPENの、トイレと水設備に特化した緑地帯へ移行してゆく。もう土・日・祝だけのスポーツ公園から脱却して、通常は緑に親しみ散歩などを楽しむ。有事は心強い避難拠点になるよう都あるいは国へ強く働き掛けて下さいませよう。 | いただきましたご意見は、駒沢公園の管理者である東京都にお伝えします。 また、災害時における駒沢公園の活用については、引き続き東京都や施設管理者と調整し、適切に対応してまいります。 |
| 71 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 消火栓設置場所に駐車違反を良く見かける。災害時には危険。一方通行路の逆走も同様。警察の取締強化を働きかけてほしい。 | いただいたご意見は、交通管理者の警視庁にお伝えします。 なお、警視庁をはじめとした関係行政機関との連携につきましては、いただきましたご意見等を踏まえまして、終章「協働による防災街づくりを進めるために」3.「多様な主体との連携」(4)関係行政機関との連携に追記させていただきます。 |
| 72 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 狭い道が多い区内では路上駐車、駐輪(自転車、バイク)の取締も強化すべき。道路に車体が半分以上はみ出す駐車も取り締まるべきだ。他で車庫証明を取り、自宅前の道路を駐車場代わりにしている家も多々あり、消火の妨げとならぬよう対応すべき事である。 | |
| 73 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 246、環八の主要道路の左端車線には必ず駐停車車両があり、様々な不便が生じています。防災に強い街は普段から準備していないとならず、防災は災害時の対応とは別に普段の道路状況を管理すべきと考えます。 | |
| 74 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 災害時の避難の際、水のライフラインを使えなくなった場合のトイレについて、水を使用せず、太陽光発電、または太陽の光の熱で、バイオ、微生物と土で分解するトイレがあるようです。富士山山頂に設置してあるようで、石灰化させるので臭い対策となり災害時にぜひ世田谷区にもあるといいと思いました。 | 災害時のトイレ衛生対策については、心身の健康の確保および衛生保持の観点から非常に重要であると認識しております。ご提案いただきました手法については今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 75 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 地下水が枯渇しないよう考慮。住宅に掘井戸を復活させたい。 | 地下水の保全や災害時の井戸の活用については、みどりみずの基本計画で、雨水浸透施設の設置促進、農地や公園、公共施設などに震災対策用井戸の設置を進めるとしており、地震などの災害発生に備え、利用可能な水の確保の一環として取組みを進めております。 いただきましたご意見は、震災対策用井戸の整備に関する今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 76 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 災害拠点病院の災害時用井戸の設置許可をお願いします。 地盤沈下等の懸念があるとのことですが、災害時には多量の一次洗浄水が必要となりますので、平時は使用しないことを条件でご検討いただきたいと思います。 | いただきましたご意見は、震災対策用井戸の整備に関する今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 77 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 防災備蓄として、スタンドパイプ、D級可搬式消防ポンプetcの拡充やAEDの設置等を増やして欲しい。 個人的な意見として、精神薬の常備薬が欲しい。 | 消火用スタンドパイプは、出張所・まちづくりセンター・地区会館等57箇所、消火兼給用水として区立小中学校等に設置しているほか、各防災区民組織が資機材助成を活用してスタンドパイプの購入・配備を行っています。D級可搬ポンプは、消火隊を結成した防災区民組織に供与しています。 医療救護所となる区立小中学校には、災害後緊急で必要となる痛み止め薬等の備蓄はしていますが、精神薬は備蓄しておりません。いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 78 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 小河内ダム決壊、又、異常降雨で多摩川が玉堤通りの堤防下まで流れた件で上記が発生した場合の広域避難場所が現在指定されていますが、大地震等で当地域居住者はどこへ避難すればよいか、緊急に対策が必要と思う。区民の生命と財産が守られるので。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「地区内の避難空間を確保する」に記載のとおり、災害時の一時集会所や地区の防災活動の拠点となる公園の整備に努めてまいります。また、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への避難路を確保する」に記載のとおり、安全な避難できる経路の確保に努めてまいります。 なお、いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|-----|--|--|--|
| 79 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | いつ四季にかかわらず、大地震、大災害が発生します。ところで目黒通り、玉堤通りに通る(多摩川河川敷に避難の場合相当数の人が目黒方面からも避難する人がいると思う)場所では避難するのに大混雑が発生すると思う。緊急に都側と協議し、必要な避難道路等の整備をお願いします。 | 第3章「実現への方策」1-1、「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等への避難路を確保する」に記載のとおり、安全な避難に必要な道路等の整備・改修を推進してまいります。 |
| 80 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 避難所の表示について、最寄りの小学校では分かりにくい。簡単な地図表示を。 | 第3章「実現への方策」1-1、「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、安全な避難に必要な道路等の整備・改修に努めます。また、ご意見を踏まえまして、円滑に避難するための情報提供等の仕組みの整備について追記いたしました。 |
| 81 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 防災の表示の徹底をどのように実行するのか至急プランする。今まで何もなかったのがおかしいです。 | なお、災害時には、火災等からの避難が重要であると考えますが、どこで発災するか分からない状況が想定されるため、いざというときの誘導およびそのための表示を行うにあたっては十分な検討が必要であると認識しております。いただきましたご意見を踏まえ検討してまいります。 |
| 82 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 生まれ育った街、あちこち移動しましたが、結局又世田谷に落ちつきました。落ちつきます。欠点としては、道路が分かりにくいので案内板等増やしてほしい。 | |
| 83 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 地区毎の広域避難場所の位置、道路系統図看板の増設。 | |
| 84 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 最短で行ける避難場所がどこなのか正確にわかりません。メロ看板のようにわかりやすいマークが住民に浸透すると良いと思います。 | |
| 85 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 避難場所を放送で誘導したり、信号の電気が落ちた時に自家発電で避難場所への矢印が出ると、パニックになった時にとりあえず進む方向が分かるのでいいと思う。 | |
| 86 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 道路案内板(地図)が非常に少ない。世田谷区に限った事ではないが、都内どこでも足りない。ウォーキングしていて駅を探すのにいつも困ることが多い。災害の際、知らない町でどこに行ったらいいのか、被害に遭う人が多く出るのではないか。 | |
| 87 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 災害時の避難場所(自分はどこへ行ったらいいのか)が分かるようにしてほしい。同地区だからといって、都営マンションの住民とひとくりにしないでほしい。 | |
| 88 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 広域避難場所等、広報などで周知されていますが、日常的にわかるような提示物などの設置により徹底。 | |
| 89 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 避難所の案内地図について、小・中火災時の避難所のみ記入されているが、大規模火災時の避難所が全くないので、十全でない。早急に改善されたし。大規模火災時の避難所として砧公園を記入すべき。関東大震災時、火災を逃れて避難した人たちがあちこちで多数焼死したが、なかでもここなら安全(川を越えれば火を避けられる)と思い隅田川を渡った多勢の人たちのうち、対岸の被服所に避難した多勢の人が、飛火してきた火による火災によって焼死した。 | |
| 90 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 世田谷区は農道を広げていった道が多いので、行き止まりが非常に多いので、願います。 | 行き止まり路については、第3章「実現への方策」1-1、「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等への避難路を確保する」に記載のとおり、道路や広場の整備、協定等による通り抜け空間の確保などを進め、行き止まり路の解消を図ってまいります。 |
| 91 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 災害時に大いに影響するかもしれない件、2頂道路の件(通行不能による不便さ)。三宿2丁目では近隣居住者間より多々耳にするので、災害になった場合、通れるか、通れないかで思いがけない事態になる恐れがありうると思い、早急に調査し、通行できる様、願います(平成24年ごろまでは、通れました)。 | 第3章「実現への方策」1-1、「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等への避難路を確保する」に記載のとおり、狭あい道路の解消を図ってまいります。また、三宿2丁目につきましては、現在、地域の街づくりを進めておりますので、その中でもご意見を参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|----|-----|--|---|--|
| 92 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 歩きやすい町がいいです。歩いていると道が狭くて困ったり、生垣が伸びて道路まで出ていて歩きにくかったり、角切をしていなくて前が見にくい所。 いつも歩いて思う事は、駒沢通りと環七通りが交差する所は道が細くて車道を歩くこととなります。駒沢通り野沢Tokyu Storeの近くです。 | 災害時に安全に避難できる空間の確保については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、交通の支障となる障害物の撤去やブロック塀の安全確保などを進めてまいります。 なお、区では、歩道の未設置や段差の大きい歩道の路線について、歩道の新設や改良工事を行っており、安全な歩行空間の確保やユニバーサルデザインの視点から歩道の新設や既存歩道の改良整備について優先度を検討し、整備箇所の順位付けに従い整備を進めてまいります。 いただきましたご意見は、ご指摘の箇所の管理者である東京都へお伝えします。 |
| 93 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 最近、住宅の建替え風景をよく見かけますが、狭い道路は広げることなく、そのままです。 建替え時に、強制的に道路を広くすべく、行政が土地を買い上げる制度を作れませんか？。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への避難路を確保する」に記載のとおり、狭あい道路の解消を図ってまいります。 なお、いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 94 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 世田谷区防災街づくり基本方針を拝見しました。全体として総合的に大変良くとめられていると思います。これに加えて各論展開の中で住民の立場から是非光を当てていただきたい課題があります。それは防災の観点からの狭隘道路の対策推進です。もし今回は間に合わない場合でも、近い将来の主要課題のひとつに加えていただければ有難くよろしくお願いたします。 世田谷区内の他の地区同様、私たちの住む奥沢にも狭隘道路がありますが、防災上のみならず日常生活上とても不便を強いられ深刻な問題となっています。街づくりが進み住宅環境が改善する中で、狭隘道路は殆ど放置されたままで状態はむしろ悪化する所があります。社会環境は大きく変化していますが、昭和25年の建築基準法の指定道路の岩盤規制はそのまま放置されています。そのため狭隘道路では公共の利益より個人権利が優先され、既得権として悪用される例も少なからずあると考えます。本来、人も車も自由に往来できる道が長時間の道路駐車やポールなどの障害物・占有物に占拠された結果、以下のように防災上及び日常生活上で大きな問題となっています。 防災上、緊急避難時の通路確保に支障や、消防車、救急車などの緊急車両の進入が困難。 日常生活上では人の往来、特に老人、体の不自由な人、子供など社会的弱者の通行に多大な支障をきたす。自転車通行に危険な状態となる。生活用車両、例えば介護車両、宅急便、郵便車、清掃車、工事用車両などにとっても不便。 私たちは次のことを提言したいと思います。 人や車が通り抜けできる道は建築基準法道路指定や区条例化により、車駐車や障害物を禁止する建築基準法のセットバックを厳格に適用する 不特定多数の人が往来する通り抜けできる道路のポールは危険であるので撤去する 近隣での一例を挙げます。奥沢3,4丁目目にはポールを設置してある道路があります。いずれも袋小路ではない、不特定多数の人々が往来する道路です。このうちの私道は幅員が2.6mあり、本来は人や車の通り抜けが自由にできます。しかし実際は両端が常に障害物で塞がれて防災上極めて危険な状態で長年放置されています。 具体的には片側端に世田谷区設置所有のポール、反対側端は飲食店による朝から夜までの長時間の営業用駐車占有です。住民にとりましてはとても悲惨で危険な状態です。この道を利用する不特定多数の人々はいつも道路占有車両脇の僅かなスペースを一人ずつ通り抜けすることを強いられています。また反対側端にはポールもあるため救急車、消防車、介護主の進入に支障があり、要介護者にとりましては過酷です。この現状を実際にご覧になれば何故このような提言をするかご理解いただけたと思います。長い間この状況が改善されない中で、決して少なくない数の方々諦めて去っていきました。一方で、これからも普通の区民が安心して住み続けられるように行政の力をお貸しいただきたいと多くの人々が願っています。区内では私道の占有物を制限する政策を推進している区があると聞きますが、世田谷区におきましても防災の基本方針の中には是非「強力な狭隘道路対策の推進」を加えていただきたいと切望いたします。 以上ご検討のほどよろしくお願いたします。 | 狭あい道路については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、狭あい道路拡幅整備事業の推進等により、狭あい道路の解消を図ります。 また、災害時に安全に避難できる空間の確保については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、交通の支障となる障害物の撤去やブロック塀の安全確保などを進めてまいります。 いただきましたご意見は、消防活動の円滑性や避難経路の確保のための今後の取組みの参考とさせていただきます。また、違法駐車等につきましては、交通管理者である警視庁にご意見をお伝えします。 |

| | | | | |
|-----|-----|--|---|--|
| 95 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 避難道の整備について、私のマンションは環状8号線側にあり、東京都管轄の歩道と空地が千歳台交差点まで続いています。歩道側を覆い隠すように雑草が茂っています。先日、マンション側空地から階段を降りてきた人と私は(自転車)ぶつかりそうになり、とても危険と実感しました。草ぼうぼうのため用心していたので事故にならなくてよかったのですが…。この様な、管理の不十分な場所がなき様希望致します。 | 災害時に安全に避難できる空間の確保については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、交通の支障となる障害物の撤去やブロック塀の安全確保などを進めてまいります。 なお、いただきましたご意見は、ご指摘の箇所の管理者である東京都へお伝えします。 |
| 96 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 防災の面からも路面上の看板の設置規制や定期点検が必要だと感じる。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を向上させる」に記載のとおり、屋外広告物の適正な安全管理の誘導を進めてまいります。 |
| 97 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | この災害の折、この法帯に警察を含む役人の整理、道案内の人に一人も会わぬ事は、危機管理の甘さを痛感した次第。 | いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。また、警視庁にもお伝えします。 |
| 98 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 安全避難のために、自転車運行制限の道路や区域を事前に定め、PR、掲示板等の設置をお願いします。(仙川沿いは特に狭いです) | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。また、交通管理者である警視庁にお伝えします。 |
| 99 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 一時休憩の場所が周知後で学校等多くの施設がある事を知りましたが、もう少し身近に入れる所(医院、コンビニetc.)を増やしても良いのでは。 | いただきましたご提案は、今後の取組みの参考とさせていただきます。なお、都及び区では、災害時帰宅支援ステーションとして、コンビニやファミリーレストラン等の民間施設にご協力いただいております。詳しい施設の一覧についてはホームページでご覧いただけます。 なお、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を向上させる」に記載のとおり、区内滞留者や徒歩帰宅者の安全確保の取組みに努めてまいります。 |
| 100 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 88万人の人が生活する、広い世田谷区は環七、環八、246等の幹線道路や電車、地下鉄などの移動に関する社会資源も抱えている。 震災時にはそれらを利用していただいていた人々をも滞留者として受け入れる準備(余力)が必要と想像します。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を向上させる」に記載のとおり、区内滞留者や徒歩帰宅者の安全確保の取組みに努めてまいります。 なお、都および区では、帰宅困難者対策として、災害時帰宅支援ステーション、帰宅困難者支援施設や一時滞在施設の指定等を行うとともに、帰宅困難者対策用の物資の備蓄も進めております。また、区では、災害時帰宅困難者ハンドブックの配布を行い、区民のみならず意識啓発を行っているところです。今後も、帰宅困難者対策についての研究を引き続き行い、対策を講じてまいります。 |
| 101 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 小学校での防災訓練に参加したことがありますが、震災の時はたして何百人位収容できるのか、町民はどのくらい人数がいるのか、全員収容は不可能と思いました。その時、混乱のないよう考えていただきたいと思います。地元の松沢病院の敷地、水道局の処等、利用できたらと思っています。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所の確保に努める」に記載のとおり、広域避難場所の確保の取組みに努めてまいります。また、「学校の防災活動拠点機能の整備を進める」に記載のとおり、避難所機能の整備に努めております。 なお、避難所は、区立小中学校(第1順位)と、災害時協力協定を締結している国立・都立・私立学校等(第2順位)があります。被害状況によっては、そういった第2順位の避難所等も活用し対応することとしております。なお、区立小中学校の収容可能人数につきましては、地域防災計画資料編「第1順位の避難所一覧」をご覧ください。 いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 102 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 此の度の東日本豪雨(東京はインフラが整備されていますので被害は限られると思います。)が恐ろしいのはいつ発生するかわからぬ地震です。地震に備えるべく3日から1週間、賄える水、食料品その他必需品を備蓄する様、その筋よりご指導がありますが、保管場所等種々の事情でわかっているも備蓄困難な世帯は多いのが現状かと思えます。その解決策として区で公立学校の敷地の一部(及び空家)を借り備蓄倉庫(又は輸送用コンテナへの利用)を造っては？。建設費用の点では企業に働きかけ企業名(広告)を入れ 会社提供の倉庫にしては？一方食品には賞味期限が伴いますので、入替が必要になりますので期限切れる前に値引きした価格でバザーで販売し入替倉庫の維持管理の費用一部にしてはと思いますが、いかがでしょうか。 | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を向上させる」や、「災害時の大規模な住宅等における自立的な生活機能の確保に努める」に記載のとおり、公共施設の整備等に合わせた備蓄倉庫の整備に努めてまいります。 |

| | | | | |
|-----|-----|---|---|--|
| 103 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 視線の3つ目、各事業の内容は必要十分なもののなか、区民の声を聴き、各事業に落として、区民が守られていると感じられる基本方針を望みます。 | 今後も、多くの区民の皆さまのご理解ご協力をいただきながら、着実に防災街づくりを進めてまいります。 |
| 104 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (3)安全に避難できるまちをつくる | 保育園、幼稚園、学校など子供が親から離れている場所の防災を強化してほしいです。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」学校の防災活動拠点機能の整備を進める」に記載のとおり、学校施設の避難所としての機能強化を図ってまいります。 なお、一般の公共施設と比べ、学校施設については1.25倍の耐震基準で施設整備を行っております。また、児童生徒のための備蓄品の保管等、防災機能の強化に努めています。 |
| 105 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 榎交差点から仙川南に抜ける道路の整備を早く進めてほしいです。上祖師谷に住んでいると神明神社前の道路が交通量のわりに狭いのでとても恐い思いをします。災害時も東西に抜ける道が1本しかないのは不安です。至誠会病院への搬送に支障が出そうです。駒大グラウンドや病院周辺の買収が進んでいないのでしょうか。広い道でなくても良いし、今ある神社前の道路を両方とも一方通行にするなど、スムーズな車の流れをぜひ実現してください。 | 道路の整備については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」「延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路を整備する」や、(4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる」緊急輸送道路ネットワークの機能向上に努める」に記載のとおり、様々な機能をもつ道路の整備促進の取組みを進めてまいります。 なお、ご指摘の道路は、一部の区間の整備が、東京都により進められております。ご意見につきましては、施行者である東京都へお伝えします。 |
| 106 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 災害対策としての緊急輸送道路や物資輸送の重要な道路を世田谷区として十分に検討して説得力のあるマスタープランを作成してほしい。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災まちづくり」(4)「迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる」緊急輸送道路ネットワークの機能向上に努める」に記載のとおり、緊急輸送道路ネットワークの整備により、速やかな復旧・復興に必要な物資輸送機能等の確保を図ってまいります。 |
| 107 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 緊急車両の通行ルートの確保、緊急輸送車が迅速に通過できる様な道路の整備。カーブ、狭い道、混む道、事故の多い道などは一方通行にする。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災まちづくり」(4)「迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる」緊急輸送道路ネットワークの機能向上に努める」に記載のとおり、災害時に緊急輸送道路等の機能の確保に努めてまいります。 なお、一方通行のご要望については、交通管理者である警視庁に伝えてまいります。 |
| 108 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 祖師谷1丁目から3丁目とこの周辺の地区は、昔からの細く狭い道路のまま放置され、幹線道路から10トン以上の大型車等が直接入る事ができず陸の孤島状態となっています。成城警察署も何年か前に孤島を脱出してしまったぐらい車の通行には大変不便な状況が続いています。このため、災害や救助に迅速に対処するには幹線道路からこの地区に直結した動脈となる道路を1本だけでも、早急に作る必要があります。 | 世田谷区は全体的に道路整備の水準が低く、ご指摘のような、災害時に円滑な避難や、消防活動などを行うことが困難な区域が広く存在しています。 このため区では、「せたがや道づくりプラン」に基づき、これらの解消に向けた道路整備を計画的に進めております。 祖師谷1丁目から3丁目周辺の道路整備のご要望につきましては、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 |
| 109 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 「復興まちづくり」、「迅速で効果的な災害対応」について、災害時、下水管が破損したり、下水道設備に被害が出ると、マンホール式トイレも使えなくなる。都市の基幹的設備の災害への対策を今からでもしっかりやってほしい。 | いただきましたご意見を踏まえ、区ではライフライン機関と連携を図りながら全体として耐震性の確保等に努めてまいります。 |
| 110 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 震災時に渋滞している高架の高速道路、広幅員の幹線道路について、渋滞中に発生した震災時に路上に置き去られた車両の撤去と撤去車両の移動方法、移動先についての言及がない。啓開は、国が行うとしても、区として検討すべきことが多々あるはずである。新たな基本方針である以上、検討しておくべき。 | 区では、区道を対象に啓開路線を選定しており、今後も引き続き、関係所管と路線の選定の見直し等を行い、災害時に強い啓開計画の充実に努めてまいります。 また、震災時に渋滞している高架の高速道路、広幅員の幹線道路は国及び東京都が啓開することとなっておりますが、ご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 111 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 電柱の撤去は「住宅環境の整備」の範疇に入るのか、「防災上の環境整備」の範疇に入るのかどれでも良いが、昨今日常の住居が2階/3階と高層化してくると、電柱とか、乱脈な配線による蜘蛛の巣のような電線の塊が視界を遮り、生活環境を著しく汚している大きな原因になっていることを為政者達はご存じだろうか。機会あるごとに主として防災上の観点から「電柱の撤去」と「古い井戸の復活診断」を提起しているがなかなか関心を持ってもらえない。区役所の周辺の整備が終われば先ずは一段落という感触なら早くそういつてくれた方があきらめがついて楽になるんだけど、何回もいんなアンケートされると却って期待感が湧くというものです。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災まちづくり」(4)「迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる」電線類の地中化を進める」に記載のとおり、電線類地中化5カ年計画(平成26～30年度)に基づき、整備を行っております。今後とも、電線類の地中化に努めてまいります。 災害時の井戸の活用につきましては、みどりのみずの基本計画で、農地や公園、公共施設などに震災対策用井戸の設置を進めるとしており、地震などの災害発生に備え、利用可能な水の確保の一環として取組みを進めております。いただきましたご意見は、震災対策用井戸の整備に関する今後の取組みの参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|-----|-----|---|---|---|
| 112 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 電柱は地震が起きて必ず死ぬのである。安全50%だと思えます。電柱をやめて地下に設置して欲しい。危険だと分かるでしょうが、すぐ実行して欲しい。特別に優先して早く工事して欲しい。下水道工事をやってくれたのは本当にありがとうございます。大変な労働をしてもらって感謝します。今すぐできないのか、私の家の外の細い道路、電柱があるのでケガをするかもしれない。怖い。アメリカ、英、独、仏、伊は立派な地下電線が設置されているのでうらやましいです。死ぬのは怖い。怖い。 | 電線類の地中化について、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(4)「迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる」。「電線類の地中化を進める」に記載のとおり、取組みを進めてまいります。 なお、電線類の地中化は、安全で快適な歩行区間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果がございます。区では、平成8年度に最初の電線類地中化整備の計画を策定し、現在は、平成26年度を初年度とする電線類地中化5カ年計画(平成26～30年度)に基づき、整備を行っております。今後とも、電線類の地中化に努めてまいります。 |
| 113 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 電線の地中化を速やかに進めてほしい。 | |
| 114 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 道幅が出せないなら、地下化。大日本帝国の初敗戦から70年史。大昔から巨大地震国ニッポンを判っていないが。列島あちこちガタガタ大地震ありながら、またまた防災街づくりとはおっとり上品すぎて、出勤がスローで信じられない。 | |
| 115 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 幹線道路に繋がる繁華街のメイン道路は電柱の撤去をして少しでも車の移動をスムーズにするとともに景観アップを要望します。 | |
| 116 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 挙げられている4つの目標そのものに異論はないが、具体的な内容がないと意味がない。火災の発生、震災後のがれきみなどで交通出来なくなることなどは神戸の大震災で経験済みのはず。既に私が以前から提言しているように電柱、ケーブルの地下への埋設による道路の整備が最重要施策だと思う。区民税を増やしても良いから、電線、ケーブルを地下に埋め、安全な道路にすべき。先進諸国でこんなひどい国はどこにも無いことを早く認識すべき。 | |
| 117 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 電柱の地中化を推進して頂きたいです。予算の都合もありますが、区道上の電柱は、歩行者に危険であり町の美観も害します。ドイツのようにインフラ整備は地下化を目指し、世田谷区が先鞭を担ってほしいものです。 | |
| 118 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 世田谷区には広い道路は環状8号線と246号線くらいしかありません。世田谷区内のほとんどの道路は音、畑の中に無計画に家を建て、その通路としていたため車一台がやっと通れるような道ばかりです。その狭い道路の脇に電柱が立っており自転車や歩行者の妨げになっています。何か災害が起こったときこの狭い道路に車が殺到し大渋滞し電柱が邪魔になって自転車や人は通れなくなるでしょう。一刻も早く電線の地中化を進めてください。 | |
| 119 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 世田谷区に移住して16年です。世田谷区は一部の幹線道路を除いては、ほとんどが幅5m以内の狭小な道路が大半です。その上、未だに電柱が林立しており道幅をさらに狭くしている。電柱上には大きなコンデンサー(?)が載っており、通常でも危険を感じている。災害時の電柱の倒壊による道路の通行障害は必至です。かかる危険性ははらんでいるにも拘らず、区として一向に改善の意向はないと感じられない。"防災街づくり"と言いながらこの点に関する区としての考えをうかがいたい。 | |
| 120 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 電柱の地中化を進めていただきたい。 | |
| 121 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 電線の地下埋設の促進を提案します。これにより狭い道路の利用域を広げ、より安全な日常生活が営めると同時に、災害対策としても街並みの景観改善にもなり更に住宅設計の際の障害もなくなり、街全体の評価・価値を高めることができると思います。 | |
| 122 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 電柱の地下化を進める。これを入れて下さい。(例えば、まずモデル地区を作る等) | |
| 123 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 舛添知事が「東京都の電柱はほとんど地下に埋設し、残っているのは多摩地区のみ」とテレビで話していた。ということは、現在、電柱があるのは区道だからか?我が家の前の通りもすぐ傍の鎌倉通りも電柱だらけだ。狭い道を車が通り危険である。災害時には電柱が倒れたり電線がぶら下がったりと、色々問題が起こる。早く、電柱を地下に埋設することを希望します。 | |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|---|
| 124 | 第3章 | 1-1.4つの目標を実現するための防災街づくり (4)迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる | 首都直下型地震に大変不安を覚えます。上祖師谷にパンダ公園があり、避難場所になっており、トイレが1つあります。完成の時よりドア一枚で男女の区切りのないキケンなトイレなので、PTAのお母さん、その他何回も区長宛に連絡を致しましたが、変わりありませんでした。通行人の多く使用するトイレですし、1人しか使用できません。早急に見直し、避難場所にふさわしいトイレ造りをお願い申し上げます。 | 避難所等の機能について、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等の機能を向上させる」に記載のとおり、公園等の避難場所等としての機能を高める取組みを進めてまいります。 |
| 125 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり | 私はかつて神戸市東灘区で震度7の阪神淡路大震災に直接遭遇した経験を持つが、どんな進歩した科学技術でも、人知を超える自然災害は起こる。住宅地域における高架・高層建築は出来るだけ規制し、緑と空間を維持すべきである。防災上極めて重要。 | いただきましたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 126 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり | 高層ビルは建てない。 | |
| 127 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (1)新たな密集市街地を作り出さない都市づくり | 火災等の防災と災害時避難場所確保のため、都市農地を所有者が売却する前に区が積極的に買取り借上げるよう尚一層も二層も三層も力を入れて欲しい。その農地は区民農園として貸し出すなりして有効に利用する。そしてその使用料は成城駅屋上アグリ程でもないにしてもある程度高額にして購入量や借地料をカバーするようにする。理由を説明すれば区民もある程度高額でも納得する。資産家でもない私ですが、私自身は地方に農地を買って家も建て、退職後に月の半分はそちらで農業を続けています。 | 区では、平成27年4月現在、20箇所のファミリー農園(区民農園:総面積21,416㎡)を所有者から借り上げ、907区画として区民の皆さんにご利用いただいています。 都市部の農地は、ご意見のように、いわゆる多面的機能を有しており、今後も農地所有者のご協力をいただきながら区民農園を増やしていきたいと考えています。 なお、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災まちづくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「地区内の避難空間を確保する」に記載のとおり、生産緑地である農地の保全に努めてまいります。 |
| 128 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (1)新たな密集市街地を作り出さない都市づくり | 違法な増改築や建て売り住宅が出来た事で火災で延焼しやすい街となっている。民法上の隣との間を50cm開けるルールが守られず密集してしまう為である。駅に近い畑や空地には、建て売り住宅が出来たりするが、最低建築面積を増やせばいいが、それだと高く売れない為、40坪に3軒も立つようになるのである。家と周囲に空間が必要であり、建ぺい率や容積率を駅周辺でも見直す必要がある。人口減少社会で密集した建物を作らせない条例も必要。それが防災に強い街となる要因であろう。 | 密集市街地の抑制について、第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に応じた防災街づくり」(1)「新たな密集市街地を作り出さない都市づくり」に記載のとおり、市街地における建築物の密集化などの変化に対して、土地利用を適切に誘導し、必要な道路などの整備を図り、防災性の向上を図ってまいります。いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 129 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (1)新たな密集市街地を作り出さない都市づくり | 最近の建売物件を見ていると建蔽率を守っていないと思われるものが多い。土地が高いからといって細切れにして売ると火災等が起きた時に心配。世田谷の下町化の阻止を。 | |
| 130 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (1)新たな密集市街地を作り出さない都市づくり | 近年この辺りでも高齢世帯が広い一軒家を手放し住み替える人が多くなっている。しかし、その後建てられる家は決まってペンシルハウスの様な隣との距離が40センチにも満たない家ばかり。これではいくら耐震性のある住宅でも延焼は免れない。どうか法の力で一軒家建築の際、隣家との距離確保をお願いしたい。 | |
| 131 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (1)新たな密集市街地を作り出さない都市づくり | 火災に強いまちをつくるのは大切なことだと思います。家が密集しているので、もらい火や全焼がまぬがれると安心です。 | |
| 132 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (1)新たな密集市街地を作り出さない都市づくり | 基本理念は良いのですが、次の点が気になります。最近世田谷地区では小さな家が作られているといえます。敷地1000㎡以上ないと一軒家を建ててはいけないように規制するのを感じます。マッチ箱を建てたような隣とくっついた様になると火災に強い町には程遠く、緑33も達成できないと思います。 | |
| 133 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (1)新たな密集市街地を作り出さない都市づくり | 木密を解消を急ぐ。 | 第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(2)「地区の課題に応じた防災街づくり」 「防災性が低い木造住宅密集地域における防災街づくり」に記載のとおり、防災街づくりの各種事業や東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトによる不燃化特区制度などを活用して、建築物の不燃化を促進し、木造住宅密集地域を解消してまいります。 |
| 134 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (2)地区の課題に応じた防災街づくり | 京王線千歳烏山駅を利用する者です。駅周辺の発展の姿に疑問があります。特に防災避難・復旧の非効率性が損害の大きさを増幅させると危惧します。提案です、長期的には京王線の踏切の立体交差化と高層ビル計画による駅周辺機能の整理、合理化を図る。当面、バス乗場とタクシー乗り場は駅の傍らにほしい。短期的には国道20号と旧甲州街道(南烏山6丁目辺り)から南方向(成城方面)へ渡る踏切りを(ドライバーが通りやすくなる。) | いただきましたご意見は、京王線連続立体交差事業に伴う街づくりを進める上で、参考とさせていただきます。 なお、駅前などの拠点の防災街づくりについては、第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(2)「地区の課題に応じた防災街づくり」 「地域の拠点における防災街づくり」に記載のとおり、拠点の防災性向上を図る取組みを進めてまいります。 |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|--|
| 135 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (2)地区の課題に応じた防災街づくり | 世田谷区の中心は三茶とのこと。昔はそうだったでしょうが、今は戦後の闇市と同じような街になっています。他の所が再開発によりどんどん近代化する中、今だに戦後闇市タイプでは、防災にも影響します。また、経堂や成城駅周辺はかなり再開発されましたが、どうして祖師ヶ谷など昔のままなのでしょう。 交番が人目につかない奥の方に行き、おまわりさんの目も届きにくくなっているようです。先日小田急改札を飛び越えて行く若者を見ました。交番が以前の場所であれば、こんなことはないと思いましたが。公共が個人の権利に負けていては、いつまでもだめですよ。 | 駅前などの拠点の防災街づくりについては、第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(2)「地区の課題に応じた防災街づくり」 「地域の拠点における防災街づくり」に記載のとおり、拠点の防災性向上を図る取組みを進めてまいります。また、拠点の街づくりを進める上で、いただきましたご意見を参考とさせていただきます。 また、交番の位置に関するご意見につきましては、警視庁にお伝えいたします。 |
| 136 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (2)地区の課題に応じた防災街づくり | 千歳烏山駅北側商店街は、特に震災などによる火災発生時の不安を感じさせる構造となっている。 駅北側には「1)駅前通り、2)西友通り、3)6番街」という3本の主要な通りが在る。 一度でもこの商店街での買い物すれば、誰しも気づくと思うが、6番街に入ると旧甲州街道に突き抜けるまで西友通りに移ることができない。これは震災に伴う火災発生時に当該商店街に居合わせた人たちを危険に陥れる。世田谷区ないしは東京都が、通りの中間にある物件を買い取るなどして道路を貫通させるか、建物を取得して建物を貫通する自由通路を設置するべきだと考える。 防災以外の観点ではないが、仙川やその他周辺の商店街に比べて、当地の主要3通り相互の移動が不便であり、これが買い物客が複数の通りを周遊する意欲を削いでいる。是非、まちづくりにおいて熟考いただきたい点である。 | 駅前などの拠点の防災街づくりについては、第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(2)「地区の課題に応じた防災街づくり」 「地域の拠点における防災街づくり」に記載のとおり、拠点の防災性向上を図る取組みを進めてまいります。また、千歳烏山拠点の街づくりを進める上で、いただきましたご意見を参考とさせていただきます。 |
| 137 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (2)地区の課題に応じた防災街づくり | 何かを新たにお金をかけてつくるのではなく千歳烏山駅前の違法駐車や、店舗前の歩道を塞ぐように置いてある看板や、歩道を駐輪場と思っているのかお客の無造作に止めてある自転車を野放しにせず、まめに見回り、改善させる努力をして欲しいです。この頃あまりにもマナーが悪く、乳母車も盲人も通れずに車道におりているのをよく見かけます。 | 現場を確認のうえ、交通管理者である警視庁とも連携し、現場の状況に応じた適切な安全対策を検討してまいります。 |
| 138 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 寺院、神社、学校が多く外周囲の道路用地提供の交渉。 | 第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(3)「他の事業と連携した防災街づくり」 「大規模な土地利用転換と連携した防災街づくり」に記載のとおり、一定の規模を超える土地の開発や建物の建築が行われる場合には、開発許可制度や住環境整備条例などによって、ご提案のような敷地外周の道路幅広や、歩道状の空地等の整備を進めてまいります。 |
| 139 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 基本目標を実現するための目標の中にインフラ施設の耐震性の強化も明記すべきと考えます。なかでも京王線の連続立体交差事業は高架で行われるため万全な対策が必要です(区の権限対象外であることは承知していますが、地域の行政責任者として取り組んでいただきたい)。 | 第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(3)「他の事業と連携した防災街づくり」に記載のとおり、都市計画事業などに伴う土地利用の変化を捉えた建築物の不燃化や道路整備を進めてまいります。 京王線連続立体交差事業は、東京都が事業者となり進めている都市計画事業です。施設の整備には、東日本大震災を踏まえて改定された耐震基準により設計を進めていると聞いております。また、高架方式の選定には、沿線の地形的な条件や影響、安全性等を比較検討し、平成24年10月に都市計画決定しているものです。 |
| 140 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 当方針そのものは適切であり賛同する。 現在進行中の京王線の笹塚～つつじヶ丘間高架化計画などはこの基本方針と対極に位置するもので、区としても住民の命と生活に関わるものに断固反対してほしい。 | |
| 141 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 京王線の地下化と上部緑道(災害時の避難路)のアイデアは一つの思考すべき方法だと思う。 | |
| 142 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 各論となってしまいますが、京王線の交差事業に関連する側道整備については、南側は現道幅員の付け替えということで、幅員4mのままとなっています(一区間2Kmにわたると聞いています)。しかし、直下型の大地震が発生したとき、高速で電車の脱線等による側壁が壊れ、沿道の4mしかない道路では避難できるかどうか非常に不安です。 今回の基本方針の見直しにあたっては、こうした不安に応える目標を打ち出すことが必要と思います。 | 第3章「実現への方策」1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(3)「他の事業と連携した防災街づくり」 「都市計画事業などと連携した防災街づくり」に記載のとおり、都市計画事業に合わせて防災街づくりの取組みを進めてまいります。 また、いただきましたご意見は、今後、京王線連続立体交差事業に伴う周辺の街づくりなどを進める上で、参考とさせていただきます。 |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|---|
| 143 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 小田急跡地利用について、防災を考慮した重厚な上部建築物は景観を損ねるだけでなく、防犯、付近住民のプライバシー侵害となり、安全・快適なまちづくりに相反すると思います。 | 小田急線の上部利用計画では、施設配置として小田急電鉄と共同で平成25年11月にゾーニング構想を公表しました。その際、上部施設の考え方は、東日本大震災の発生を受け、地域防災の観点から追加や修正を行ってまいりました。 |
| 144 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 小田急線の下北沢駅付近地下化により生じた地上空地は、出来るだけ空地のまま緑地化し、火災の延焼を避けられるよう、区として小田急線と交渉してほしい。 | また、「防災とみどりの基軸づくり」をコンセプトとしており、緑地・小広場や通路等の整備による防災・減災の機能を備え、地域のみどりの基軸となる人間優先の空間づくりを図っていきます。上部施設の整備等が行われる際には、北沢デザインガイドにより、周辺の街との調和の取れた上部空間を目指していきます。今後とも、小田急電鉄と区施設との調整を図りながら安全安心の街づくりを進めていきます。 |
| 145 | 第3章 | 1-2.地区特性に合わせた防災街づくり (3)他の事業と連携した防災街づくり | 地域の安全を優先するならば、小田急跡地の上部建築物は防災上、避難の障害、危険物である。みどりがひろがり、富士が望める平地緑地を付近住民は望んでおり、災害時の避難場所になると考える。 | |
| 146 | 第3章 | 2.復興街づくり (2)仮設市街地・仮設住宅等のあり方の検討 | 広い土地は災害時用の公園や畑にしてほしいです(仮設住宅用)。 | 第3章「実現への方策」2.「復興街づくり」(2)「仮設市街地・仮設住宅等のあり方検討」に記載のとおり、仮設市街地を円滑に確保するため、必要な体制づくりや調査に関する検討を行ってまいります。 また同章1-2.「地区特性に合わせた防災街づくり」(3)「他の事業と連携した防災街づくり」、「大規模な土地利用転換と連携した防災街づくり」に記載のとおり、大規模な土地利用転換の際には、地域の防災性向上に貢献する施設等の整備が図られるよう誘導してまいります。 |
| 147 | 終章 | 協働による防災街づくりを進めるために | 基本方針であるので、網羅的に実現への方策が記載されているが、記載されている全ての事項を並行的に実施してゆくことは予算、人員等のことから難しいと考えられる。ついては、何を、いくらの予算と人員を投入して、いつまでに実施し、その結果の成果を明確する等、実現可能なプログラムをもって、街づくりに取り組むべきと考える。「協働による防災街づくりを進めるためには、区民・事業者・区が連携し、それぞれが適切に役割を果たして協働する。」としている。このことは、簡単に書かれているが大変に難しいことと承知をしているつもりだが、協働の防災街づくりの体系が出来上がれば、街づくりは大きく進展すると考えられるので、実現可能な具体策の検討が必要と考える。検討に当たっては、既存の町会等の組織の活用だけでなく、新しい情報化社会を踏まえ、多様な体制での検討が必要と考える。 | 本方針は、本区が今後20年間で、防災街づくりに関して取り組む基本的な事項を示しております。「協働による防災街づくり」は、防災街づくりを行うにあたって、根底となる考え方として記載しました。ご意見につきましては、今後、具体的に計画を策定したり、事業を進捗していくにあたって、参考とさせていただきます。 |
| 148 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 避難訓練の実施(日曜にでも)。コミュニティ作りについて、何かやるようにする必要あり。 | ご意見を踏まえ、終章「協働による防災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(2)「防災意識の向上を図る」において、住民や地区の町会・自治会、集合住宅の管理組合等へ防災に関する情報を提供することにより、防災意識の更なる醸成を図ることについて追記いたしました。 なお、避難所となる区立の小中学校では、避難所運営組織が立ち上げられており、定期的に訓練を実施しています。実施の詳細については各支所地域振興課の地域振興・防災または出張所、まちづくりセンターにお問い合わせください。 また、町会・自治会や集合住宅、事業所単位で行われる防災訓練の支援等も行ってまいりますので、各支所地域振興課の地域振興・防災または出張所・まちづくりセンターへご相談ください。 |

| | | | | |
|-----|----|---------------------------|--|--|
| 149 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 世田谷区内にはマンション等集合住宅が多い。そこは管理組合が活動の中心となっている。マンションの管理組合との連携・協力のシステムを考える必要があると思います。 | ご意見を踏まえ、終章「協働による防災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(2)「防災意識の向上を図る」において、住民や地区の町会・自治会、集合住宅の管理組合等へ防災に関する情報を提供することにより、防災意識の更なる醸成を図ることについて追記いたしました。 |
| 150 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 現在、私は分譲マンションに住んでいますが、今、直下地震が来たら協働体制など考えられない。早く効果的な対応が出来るようにしたいものです。 | なお、区内においては集合住宅が増加し続けています。集合住宅特有の被害が想定され、地域での付き合いが少なく災害時は孤立しやすいなど、防災での課題があります。そういった特徴を踏まえて、集合住宅の防災啓発を考えることは喫緊の課題です。今後は関係団体等と連携し、集合住宅への防災意識の啓発を推進していきます。 |
| 151 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 地域の特徴を生かした防災計画の立案。震災時におけるマンションの地位確保、マンションを一時避難場所、連絡拠点として活用。旧耐震マンションに対する耐震改修の義務化マンションと一般住宅との防災連携。地域防災計画の見直し。 | |
| 152 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 協働による防災街づくりには、地域の自治会が大きな役割を果たすことになるでしょう。しかし、ここ、都営船橋5丁目アパートは、住宅確保に配慮を要する者のみで(約100戸)、中には日本語がよく判らない者も含まれます。自治会がありますが、役員は一年毎の交代制、役員のできない者もあり、特に会長職の出来る者は少なく、災害時に指揮が取れるとは思われません。誠に弱体であります。(都からの管理人は、いません)詳しくは、紙面の都合で、省略しますが、ぜひ、都営住宅の実態調査を実施して下さい。そして防災街づくりに生かしてくれることを希望します。 | |
| 153 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 防災まちづくりを進めるために、区民・事業者・区などがそれぞれに適切な役割を果たす協働の取り組みが重要だと思います。町会などの組織がありますが、近々からの住民の方の集まりになりがちです。新住民が気楽に参加できる組織にし、災害時にはまずは住民同士が連携できることが必要に思います。現状の町会などのあり方について見直してみる必要はないでしょうか。 | |
| 154 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 火災に強いまちについて、庭に木が多い家に、消火器の助成金を促して、自宅に置く家を増やしてほしい。 | いただきましたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。なお、区では消火器等をあっせん価格でご案内しております。ご案内のパンフレットはお近くの出張所・まちづくりセンターで配布しております。また、ホームページでもご覧になれます。ご不明な点がありましたら、お問合せください。 |
| 155 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 東日本大震災を教訓として、迅速で効果的な災害対応できる街をつくる。緊急時迅速な判断を行い、自力で安全に避難する自助や地域住民の助け合いにより救出を行う共助が適切に思う。災害発生時に早期な救出活動を進めるために多くの方の協力が必要になる。地域に密着した活動を行う消防団員が消防職員と連携して高齢者世帯を重点的に訪問し、防災指導を行うとともに行政機関が一体となった防火防止対策政策を進める。 | 行政機関との連携に関するご意見を踏まえ、終章「協働による防災街づくりを進めるために」3.「多様な主体との連携」(4)「関係行政機関との連携」において、消防署や消防団との連携について追記いたしました。なお、区内の消防署は、消防団、町会自治会と協力し、各家庭を訪問し出火防止や地震防災について確認する「防火診断」を実施しています。区としては、日頃から地震時の連携訓練を消防・警察等とも実施し行政機関が一体となった災害対応力の向上に努めてまいります。 |
| 156 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 自助と公助をつなぐ共助の仕組みが、区内に30年以上生活していても見えてきません。 | 終章「協働による防災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(1)「地区や様々な領域の活動と連携を進める」や、(2)「防災意識の向上を図る」に記載のとおり、地区のコミュニティ形成や地域力の向上に努めてまいります。なお、現在、区内27の出張所・まちづくりセンター単位で、防災塾を実施しています。ここでは、「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに掲げ、区の防災資源や被害想定を確認し、災害時に想定される様々な課題を発見し、その課題に対する対応の方向性について議論しています。防災塾には、町会・自治会をはじめ、民生・児童委員、PTA、商店街など地域の共助の担い手となる方々が参加し、議論をしています。この議論の成果として、共助の取り組みを地区防災計画にまとめるべく、検討を進めてまいります。 |

| | | | | |
|-----|----|---------------------------|---|--|
| 157 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 基本方針に異論は有りませんが、街作りの基本は、隣り近所の人々が知り合うことが大切だと思います。その為の具体的方法を工夫しなければ、形式だけの街づくりにならないかと案じます。 | 終章「協働による防災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(1)「地区や様々な領域の活動と連携を進める」や、(2)防災意識の向上を図るに記載のとおり、地区のコミュニティ形成や地域力の向上に努めてまいります。 なお、区では、町会・自治会等と連携をして、地域の防災訓練や避難所運営訓練などを実施しております。また、区民まつりなどのイベントで防災のブースを設けて啓発を行っております。こうした訓練やイベントにご参加いただき、顔見知りを作るきっかけとしていただければと思います。 |
| 158 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | お年寄りのサポートなどで、いざという時に支援可能な要員のネットワークづくりを急ぐ。 | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 区では災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)を平成22年3月に策定しております。現在、この計画の改定作業を進めております。この改定にあたる検討の中で、支援体制等について具体化を図ってまいります。 |
| 159 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 車が入りにくい、歩きづらい、車が来るとよけられない、道路の幅はとってあるのに住宅の垣根がはみ出ている(道路の幅通りに活用できていない(緑化運動でよいのですか)。はみ出ているところは剪定してほしい。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等への経路を確保する」に記載のとおり、災害時における安全な避難路の確保に努めてまいります。 なお、区では、歩道の未設置や段差の大きい歩道の路線について、歩道の新設や改良工事を行っております。安全な歩行空間の確保やユニバーサルデザインの視点から歩道の新設や既存歩道の改良整備について優先度を検討し、整備箇所の順位付けに従い整備を進めております。 住宅の垣根がはみ出ているような箇所や各家庭の植栽が道路へはみ出ているような箇所については、道路パトロールや皆様からの通報に基づき、所有者へ剪定等をお願いしております。お気づきの箇所がありましたら、土木管理事務所へ連絡ください。 |
| 160 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 各家庭の植栽が道路まではみ出し街路灯の光を遮ったり、落葉がそのまま放置されたりしている為、手入れを指導してほしい。また一年に一度程度は公道にはみ出ている部分は強制的にカットするなどをお願いしたい。 | 住宅の垣根がはみ出ているような箇所や各家庭の植栽が道路へはみ出ているような箇所については、道路パトロールや皆様からの通報に基づき、所有者へ剪定等をお願いしております。お気づきの箇所がありましたら、土木管理事務所へ連絡ください。 |
| 161 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 視点が分かりにくいので、具体的な取組みをわかり易く書いてください。災害が起きたら、どこへ逃げればいいのか、そこは行きやすいか、情報はどうしたら得られるか、食糧・医療はどうなっているのかこれらを安心できるようにわかり易く! | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、本方針は区の包括的な防災対策の計画である地域防災計画の一部として、大規模な地震被害に対する、ハード面の取組みを記載しております。避難、情報伝達、備蓄、医療救護等の具体的な取組みについては区の包括的な防災計画である地域防災計画に記載しております。 |
| 162 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 区民には「具体的に何をするか」をもっと示してほしい。 | 今後実施する具体的内容等につきましては、本方針に基づいて、防災街づくりに関する様々な計画で優先順位等を明らかにし、施策・事業を進める中で定めてまいります。いただきましたご意見の視点は、今後の参考とさせていただきます。 |
| 163 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 震災後の犯罪防止の為に、防犯カメラを設置。 | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、商店街へ対して行ってきた防犯カメラの整備費用や維持管理経費の補助を、平成27年度からは町会・自治会等に対しても行い、防犯カメラの設置を促進します。 |
| 164 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 区には食料は三日分の備蓄しかないと聞く。あとは都から来るとか(当てにならない)。個人の自衛備蓄させる。 | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、災害時の食料の備蓄は、都と区が用意しているものを合わせて、2日程度しかございません。災害復旧までの生活を自足するために、3日以上を目安として、家族構成に合わせた自助の徹底をお願いします。 |
| 165 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 共働き家庭です。日中両親が不在のため地震が発生した時に子供の安全を確保してもらえない体制を整えて頂きたいと災害が発生するたびに思っております。今は学童保育に通っているのですが心配は少ないのですが、学童が終わってしまい、自宅で一人である時に災害が発生したらどうなるのか親も子供も心配です。是非「協働による防災街づくり」推進・実現のためにご検討願います。 | いただきましたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、区では地域の防災訓練や避難所運営訓練などを実施するとともに、区民まつりなどのイベントで防災の啓発を行っております。こうした訓練やイベントにご参加いただき、顔見知りを作るきっかけとしていただければと思います。 |

| | | | | |
|-----|----|----------------------------|---|--|
| 166 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | 防災町づくりには65～75歳位までの人の力を借りる。(やっ てもらうボランティア) | いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 167 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (1)区民の役割 | この一帯の環境づくりに協力します。 2016年4月に保育園がオープンします。防災街づくりに一役 買います。宜しくお願いします。高齢者マンションが多い一帯 です。高齢者に声掛けしましょう！ | |
| 168 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (2)事業者の役割 | 京王芦花公園駅近くのUR団地。長いメインストリートに公 衆電話が一つありません。不便で困ります。心配です。災 害時に携帯電話が不通になり公衆電話で連絡出来て助かっ たという話も聞いております。 南烏山に次々大きなマンション等が計画されていますが、せ めてメインストリートにあたるには公衆電話くらいは設 置するよう配慮してください。世の中、「携帯電話を持たない 人間」もおります。細かい配慮を願います。 | いただきましたご意見は、今後の取り組みの参考とさせ ていただきます。 なお、NTT東日本からは利用頻度の少ない公衆電話 については撤去するものもあるとは聞いております。世 田谷区としては避難所となる小中学校への災害時に利 用できる公衆電話をNTT東日本の協力を得て設置を進 めております。引き続き災害時に活用できる公衆電話 の設置についてはNTT東日本と協力を得て実施してい きたいと考えています。 |
| 169 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (2)事業者の役割 | 公共の施設の役は勿論の事、各商業地での一時避難者 の保有人数を町内会も合わせて集計し協力する事。 (例)駅周辺で食堂やレストラン。お客様としては30人として も避難時は50人収容とする等、工夫し街の安全・安心を確保 したいと思います。 | 第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現する ための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつ くる」。「震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を 向上させる」に記載のとおり、公共施設の整備等に合わ せた徒歩帰宅者の支援に努めてまいります。 なお、帰宅困難者の一時滞在施設としましては、公的 な施設だけでなく、民間の施設や教育機関なども含めて 検討する必要があります。いただきましたご意見のと おり、各地域における事業者様をはじめとする区民の皆 様にご協力いただくことが重要であると考えております。 |
| 170 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | ブロックごとに防災拠点のような場所を作り、非常時の防 災品の備蓄をする。停電時でも使える電源整備(蓄電池や エネファームなど)をブロックごとに整備する。(狭い家庭ごと に整備するより効率的) | いただきましたご意見は、今後の取り組みの参考とさせ ていただきます。 なお、避難所となる区立小中学校等に防災倉庫を設 置するなど、分散備蓄に努めています。非常用電源に ついては、災害時に拠点となる区施設、避難所(区立小 中学校等)にガソリン、ガスを燃料とするポータブル発 電機を配備しており、補充用として今年度よりソーラー パネルおよび非常用コンセントを設置している一部の避 難所への蓄電池の配備を行ってまいります。 |
| 171 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 避難所マップや防災手引きなどを整備し、各家庭に配布す る | ご意見を踏まえまして、第3章「実現への方策」1-1. 「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全 に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経 路を確保する」に平常時からの避難方式等の周知に努 めることを追記いたしました。 なお、区では、避難所等の場所が記載された防災マ ップや、ゆれやすさを示したマップ等を作成しております。 必要な方はお近所の出張所やまちづくりセンターでも配 布しておりますのでご活用ください。 |
| 172 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 防災のためには、住民ひとりひとりがかなり狭い範囲でも、 自分の住む地域の周辺の詳しい防災マップを頭に入れる必 要があると思います。 等高線、地盤の固さ、道路の幅、建物の密集度などが書か れた各地区ごとの(1キロ四方くらいのものでも)地図をそれ ぞれの住民に配布するのはいかがでしょうか。 本当に災害が起こった時に役立つのは、そのような各地区 ごとの個別の避難ルートの情報だと思います。 | いただきましたご提案は、今後の取り組みの参考とさせ ていただきます。 また、終章「協働による防災街づくりを進めるために」 2.「地域力の向上」(2)防災意識の向上を図るに記載 のとおり、地区の防災上の課題などについて区民との 情報の共有に努めます。 なお、ご意見いただいたような情報が載っているもの として、ホームページ上で見ることでできるimapや防災 アプリ、区で発行している防災マップやゆれやすさマ ップ等がございます。これらのご活用をお願いいたしま す。 |
| 173 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 基本方針(素案)はよいと思います。基本理念を実現する ための4つの目標を達成する為には、住民と行政の意志の 連携が大切だと思いますので、これからも行政の考えを広く アピールしていただきたいです。住民も行政に頼るのではな く、災害時に身を守る術を考える必要があることを自覚要 すね。 | 今後も、多くの区民の皆さまのご理解ご協力をいた だきながら、着実に防災街づくりを進めてまいります。 |
| 174 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 「迅速で効果的な災害対応...」の箇所、ネットだけでは、 年配の方が見ない場合が多いから回覧板等で、区民にハ ザードマップを配布したり、避難しやすい道路、危険な道路 を書いたマップを配布すると良いと思う。 | ご意見を踏まえまして、第3章「実現への方策」1-1. 「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全 に避難できるまちをつくる」。「広域避難場所等への経 路を確保する」に平常時からの避難方式等の周知に努 めることを追記いたしました。また、終章「協働による防 災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(2)防 災意識の向上を図るに記載のとおり、区民への周知に 努めてまいります。 なお、ハザードマップや防災マップは世田谷区役所 の本庁舎だけでなく、お近所の出張所やまちづくりセンター でも配布しておりますのでご活用ください。 |

| | | | | |
|-----|-----|-----------------------------------|---|---|
| 175 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 災害対応の講習会を沢山して欲しいです。 | 終章「協働による防災街づくりを進めるために」1.「区民・事業者・区の役割」(3)「区の役割」に記載のとおり、区民による取り組みへの適切な支援や誘導を行ってまいります。 なお、区では、町会・自治会等と連携をして、地域の防災訓練や避難所運営訓練などを実施しております。また、区民まつりなどのイベントで防災のブースを設けて啓発を行っております。また、町会・自治会や集合住宅、事業所単位で行われる防災訓練や防災講演の支援も行っておりますので、各支所地域振興課の地域振興・防災または出張所・まちづくりセンターへご相談ください。 |
| 176 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 世田谷区は都内でも比較的 안전한地域ではないかと思えます。しかし防災は、区民全員にとっては、生命にも係る待った無しの喫緊の課題ですので、いざ災害が発生しそうな状況や、不幸にして発生してしまった場合は、是非とも過去の全国の事例や失敗例等を参考にして、実際に直ぐ有効に機能する予防や対策の策定をお願いします。 世田谷区のことですからこの点は安心はしています。 | 区の計画としまして、世田谷区地域防災計画がございます。この計画は、区だけではなく、区民・事業者・関係団体等の防災計画となっており、災害が発生するなど、見直しが必要が生じた際に適宜修正をしております。今後も、全国の取り組み等を参考にし、計画に基づいた施策を推進してまいります。 |
| 177 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | いつも区民のためにご尽力頂きありがとうございます。 私たち手話学習者は聴覚障害の方々と共に過ごす事があります。帰宅後聞こえない方々が聞こえる家族の帰宅する前や、聞こえる家族を持たない方が災害にあった場合、防災無線、放送等聞こえません。 聴覚障害の方々の情報伝達の方法を早急に確立してほしいと思います。この件に関し、対応窓口がどこかも明確に知りたいです。区報等でお知らせがあると嬉しいですね。 | ご意見を踏まえまして、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等への経路を確保する」に災害時の情報提供の仕組みの整備に努めることを追記いたしました。今後とも、取り組みを進めてまいります。 災害時の情報については、防災無線塔での放送以外にも、ホームページやツイッター、登録制のメール配信サービスなど、様々な方法で区民の方々にお届けしますので、ご活用ください。 |
| 178 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 東京都防災の語学ボランティアに登録しておりますが、災害時に日本語の分からない外国人が世田谷に皆無という事はありません。避難指導など瞬時に対応できる制度を独自に作る必要あり、武蔵野市等多くの言語で対応できる組織をつくっている。ぜひノウハウを学んでほしい。 | ご意見を踏まえまして、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」 「広域避難場所等への経路を確保する」に災害時の情報提供の仕組みの整備に努めることを追記いたしました。 なお、区では災害時の外国人向けの情報提供手段のひとつに「エフエムせたがや」を活用した英語・中国語・ハンガルの緊急時のラジオ放送の体制を設けております。今後とも、武蔵野市などの他の自治体の取り組みも参考にしながら、災害時の効果的な情報提供方法ができるように進めてまいります。 |
| 179 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | めったにはございませんが、区の下部組織からスピーカーを通してアナウンスされる時がありますが、何をいっているのか聞き取れません。こだまして聞き取れない、交通雑音で聞き取れない。対応が必要と思われます。いざという時このアナウンスが重要です。 | いただきましたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 なお、防災無線塔からの放送につきましては、放送者の喋り方、声の大きさ等を工夫し、区民の方々に聞き取りやすいよう努力を続けております。しかし様々な生活環境による雑音により、完全に聞き取れる放送にする事は難しいため、24時間以内の防災無線塔から放送された内容を聞く事ができる電話応答サービスや、ホームページ、ツイッターによる防災情報の発信を行い、区民の方々に情報をお伝えしますので、あわせてご活用ください。 |
| 180 | 終章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 以前広報に載っていた、避難所のプライバシーを守る段ボールの仕切りが良かったので備蓄しておいてほしい。 | 区では現在、各避難所倉庫に、劣化や湿気に強いポリプロピレン製の3畳スペース用簡易間仕切りを、2セットずつ備蓄しております。引き続き適正な備蓄数量について検討してまいります。 |
| 181 | 第3章 | 1.区民・事業者・区の役割 (3)区の役割 | 火災に強いまちをつくる事も大切ですが、でもいざ火災が発生したときには、初期消火が大事だと思うのですがまちの中には消火器の数が少ないと思うので増やして欲しいです。 | いただきましたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 なお、街路消火器の設置基準については区の要綱に定めており、避難経路の安全を確保するため、主要道路に概ね100m間隔で街路消火器を設置しています。設置をお考えの場合は、各支所の地域振興課地域振興・防災にご相談ください。 |
| 182 | 終章 | 2.地域力の向上 (1)地区や様々な領域の活動と連携を進める | 老人や障害者、1人暮らしの方は災害の時に弱者になります。町内のどこにどうい方がいるかを出来るだけ把握して、災害時に区の担当者が迅速に連絡、確認をして頂くシステムを希望します。学校、病院、公的施設が区民を受入れる体制を是非お願いしたいです。避難難民を受け入れて下さい！ | 本方針は区の包括的な防災対策の計画である地域防災計画の一部として、大規模な地震被害に対する、ハード面の取り組みを記載しております。いただいたご意見につきましては、地域防災計画の震災応急対策計画にて、取り組みを記載しております。 なお、区では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者を把握するため、災害時要援護者リストを作成し、総合支所や出張所・まちづくりセンターに配備しています。また、区と協定を締結した町会・自治会には、災害時要援護者ご本人の同意を得た上で作成した名簿を提供し、地域の支えあい活動を行う災害時要援護者支援事業に取り組んでいます。 |

| | | | | |
|-----|----|-----------------------------------|---|---|
| 183 | 終章 | 2.地域力の向上 (1)地区や様々な領域の活動と連携を進める | 老人は逃げられないので、予め言い含めて避難する場所について、区が指導、各コミュニティでこれを立ち上げる。 | 本方針は区の包括的な防災対策の計画である地域防災計画の一部として、大規模な地震被害に対する、ハード面の取り組みを記載しております。いただいたご意見につきましては、地域防災計画の震災応急対策計画にて、取り組みを記載しております。 なお区では、加齢や障害などで災害時に自力で避難することが困難な方の安否確認や避難支援を行うため、町会・自治会等と連携して、要援護者支援事業に取り組んでいます。また、地域の防災訓練や避難所運営訓練などを実施するとともに、区民まつりなどのイベントで防災の啓発を行っております。こうした訓練やイベントにご参加いただき、顔見知りを作るきっかけとしていただければと思います。 |
| 184 | 終章 | 2.地域力の向上 (1)地区や様々な領域の活動と連携を進める | 災害時要援護者として高齢者は対象となっているが、その他、障害のある方、妊産婦、乳幼児など要援護者の数の把握、避難時の援護対応など整備する必要がある。 | 本方針は区の包括的な防災対策の計画である地域防災計画の一部として、大規模な地震被害に対する、ハード面の取り組みを記載しております。いただいたご意見につきましては、地域防災計画の震災応急対策計画にて、取り組みを記載しております。 なお区では、災害時要援護者の対象範囲を、要介護4又は5の方、要介護3でひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の方、身体障害者手帳1級で次の種別の方(視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚(2級まで))、愛の手帳1度又は2度の方としており、災害時要援護者リストを作成しています。 また、避難生活の支援では、二次避難所として社会福祉施設等により72か所、母子避難所として区内の私立学校、大学により4か所を指定しています。 |
| 185 | 終章 | 2.地域力の向上 (1)地区や様々な領域の活動と連携を進める | 避難所、仮設住宅設置で女性の視点を活かせるように、方針策定にあたって複数の女性が関わることが必要である。 | いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 186 | 終章 | 2.地域力の向上 (1)地区や様々な領域の活動と連携を進める | 「共助」の必要性として区のNPOとの連携はあるが「男女共同参画センター(らぶらす)」との連携は重要である。らぶらすでは防災関係の研修をしているが、災害時の人的支援として女性リーダー養成の場として重要である。 | 終章「協働による防災街づくりを進めるために」3.「多様な主体との連携」に記載のとおり、多様な主体との連携を努めてまいります。 なお、区では、男女共同参画プラン調整計画の中で「新たな視点の取り組み」として、「災害対策における男女共同参画の推進」を掲げており、女性リーダーの育成については重要な課題であると考えています。区の男女共同参画の拠点施設である「男女共同参画センターらぶらす」におきましては、年に1度、「多様性に配慮した災害対策」や「女性の視点を取り入れた避難所運営」などの講座を実施しています。ご意見のありました、女性リーダーの育成につきましては、今後の防災講座を実施する上で参考とさせていただきますとともに、災害対策における男女共同参画を推進するため、災害対策課とも連携を図ってまいります。 |
| 187 | 終章 | 2.地域力の向上 (1)地区や様々な領域の活動と連携を進める | 企業と地域、区が連携した平日昼間の防災訓練・講習会等を定期的に行い、参加企業には税、社会貢献PR等でメリットを与えるようなことはできないでしょうか。 | 区内の事業所における防災訓練などの実施や地域の防災活動等への参加などは、課題であると認識しております。いただきましたご意見は、災害時における共助の担い手として期待される区内事業所への取組みの検討の中で参考とさせていただきます。 |
| 188 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 地震に対して脆弱な地域(自宅から近い桜1丁目付近を想定している)は、長く住んでいる住民が多い傾向もあり、近隣地区の共助が期待できる。 町に対する愛着も強(自分たちの地域を自ら守るという主体的意識を育みやすい)。 このような地域を防災重点地域に定め、初期消火のスキルを身に付けることを始め、地域に独自の具体的問題に対処するための定期的な防災訓練を実施することが必要だと思う。 このためには地域住民の生の声にもっと耳を傾けて、地域住民が主体的に問題に対処できる手段を設けることが必要だと思う。 現在は政策策定にあたり学識経験者の意見を尊重しがちだが、地域住民の参加を促す工夫が望まれる。 | 世田谷区におきましては、毎年、避難所を会場とし、各出張所・まちづくりセンターと地域の方々で協働して行う避難所運営訓練(昨年度実績26回2845名参加)、宿泊訓練(5回、340名)をはじめ、町会や自治会の主催による防災教室(66回4710名)の支援を実施しております。また、近年初期消火に有効と思われるスタンドパイプの操作方法についても講習会を行っており、万一の災害に備えた啓発を進めています。 さらに、昨年度からは地域の特性に合わせた防災の課題を検証し、その対応を考えるための「防災塾」事業を各出張所単位に展開し、地域ごとに防災計画が策定できるような環境も醸成しております。 これらの事業展開の他にも区民の方からの要望があれば、防災講座等を適宜個別に行うなど、啓発や実技訓練に力を注いでおりますのでご相談ください。 |
| 189 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 細かく地域ごとで火を消す練習や近所にどんな方がいるのかも分からないようでは、自助・共助・公助と言ってもできない気がします。近所にどんな方がいるのかもよく知らない人が多いのではないかと思います。 | ご意見を踏まえ、終章「協働による防災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(2)「防災意識の向上を図る」において、地区の防災上の課題を住民や地区の町会・自治会等と共有し、共助の観点からより多くの住民の防災活動を支援することについて追記いたしました。 区では、町会・自治会等と連携をして、地域の防災訓練や避難所運営訓練などを実施しております。また、区民まつりなどのイベントで防災のブースを設けて啓発を行っております。こうした訓練やイベントにご参加いただき、顔見知りを作るきっかけとしていただければと思います。 |

| | | | | |
|-----|----|---------------------------|---|--|
| 190 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 災害につき御一考ください。以前より我が家地区は災害時火災危険地区と聞かされていますが、もう少し細かく、想定される火災の実例や、逃げ場所、方向、いざという時の各人の対応を知りたいと思います。又、他の地でも水害や崖崩れ等の恐れある場所など事前の情報が少ないと思います。 | 区民の皆様が自分のお住まいの地域の避難所や災害時の被害想定などについてあらかじめ知っておき、対策を立てていただくことは非常に大切です。区はこれまで「災害時区民行動マニュアル」や「洪水ハザードマップ」などで災害時の対応に役立つ情報提供を行ってまいりました。また、平成26年度からは各出張所、まちづくりセンター単位で防災塾を実施し、参加者の方々に地区の防災資源や被害想定を確認してもらったうえで、災害時に想定される様々な課題を発見し解決策を考えていただいております。今後とも引き続き区民の皆様の方々の防災対策に役立つ企画、情報の提供に努めてまいります。 |
| 191 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 最近、水害が日本各地で多いので、世田谷区内で大雨が降った時、災害の危険がありそうな場所をあらかじめわかるようにしておくといいいのでは？ 多摩川は大丈夫でしょうか？二子玉川の最近開発された所を見ると、不安になったりします。 | |
| 192 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 私は用賀南町会の会員の一人です。町会からいろいろチラシを回覧している一人です。今は年2回防災訓練のお知らせができます。実際に参加する人は少ないです。年に2回を6回に部別に分ける。高齢者、男子、成人、大学、中高、一般とジュニア部等。部別に合った訓練、内容を考える。部別によって曜日とか時間を考える。 | 災害時には、自分の安全は自分で守る「自助」と地域の安全は皆で守る「共助」の力が頼りになります。このためには、地域防災力の向上のために、実践的な防災訓練は大変有効であると認識しています。例えば子どもを交えた宿泊訓練や、地区ごとに防災資機材の運用訓練等を実施するなど、地区ごとに工夫をこらした自主的な訓練を実施しております。また、消防署では、少人数でも行える「まちかど防災訓練」等も実施しております。今後とも効果的な訓練が行われるよう必要な支援を行ってまいります。 |
| 193 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | ハード整備が仮にできたとしてもソフト面、例えば避難訓練等一度も実施されていません。 | 終章「協働による防災街づくりを進めるために」に記載のとおり、本方針では、防災街づくりを進めるために、区民との協働の取り組みが必要と考えております。この協働の取り組みにより、災害時における自助・共助・公助の実現を目指してまいります。 なお、避難所となる区立の小中学校では、避難所運営組織が立ち上げられており、定期的に訓練を実施しています。実施の詳細については各支所地域振興課の地域振興・防災または出張所、まちづくりセンターにお問い合わせください。 また、町会・自治会や集合住宅、事業所単位で行われる防災訓練の支援等も行ってまいりますので、各支所地域振興課の地域振興・防災または出張所・まちづくりセンターへご相談ください。 |
| 194 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 防災訓練の継続・拡大。区や町主催の訓練への参加者は固定化されており、拡大策が必要。中学生への防災教育、家庭に併せ、地域への防災担い手としての意識教育が要。 | 終章「協働による防災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(2)「防災意識の向上を図る」に記載のとおり、将来の防災街づくりを担う人材の育成を推進してまいります。 また、区立小・中学校における安全教育としては、各学校で年間指導計画を策定し、指導を行っています。防災教育を含む「災害安全」では、毎月の避難訓練や保護者への児童の引き渡し訓練を実施するとともに、年齢に応じて「危険を予測し回避する能力」を身に付けること、「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」の育成をめざして取り組んでいます。 今後とも、小・中学生が防災に関する意識を高めていくよう、地域が主体となって行う避難所運営訓練へ参加するなど、消防署等とも連携した様々な取り組みの充実を図ってまいります。 |
| 195 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 高層マンション等では、震災時エレベーター停止により、障がい者・高齢者の方等避難が困難になる場合も多いかと思うので、検討していく必要があるかと思えます。 | 高層マンション等における防災対策については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(3)「安全に避難できるまちをつくる」。「災害時の大規模な住宅等における自立的な生活機能の確保」に記載のとおり、災害時の自立的な生活機能確保に向けた取り組みを進めてまいります。 また、災害時に援護が必要な要援護者の方々の避難につきましては、地域防災計画の災害時要援護者対策を進めてまいります。 |
| 196 | 終章 | 2.地域力の向上 (2)防災意識の向上を図る | 「火災に強いまちをつくる」について、先の東日本大震災においても指摘があったように、地震火災への対応(予防)が急務、重要である。区報・パンフレット、HP等、また、イベント等において、区民に地震火災についてもっと知ってもらい、避難時にブレーカーを切る、暖房(ストーブ)等の周りに、落ちて燃えるようなものを普段から置かない等の呼びかけを行って、予防を促してほしい。 | ご意見を踏まえ、終章「協働による防災街づくりを進めるために」2.「地域力の向上」(2)「防災意識の向上を図る」において、住民や地区の町会・自治会、集合住宅の管理組合等へ防災に関する情報を提供することにより、防災意識の更なる醸成を図ることについて追記いたしました。 区としては、機会を捉えて、区報・パンフレット、HP、イベント等において、地震時には、避難時にブレーカーを切る、ストーブ等、熱を発生する機器の周りに燃えるようなものを置かない等の呼びかけを行っており、今後も継続して周知してまいります。 |

| | | | | |
|-----|-----|-------------|--|--|
| 197 | 終章 | 3.多様な主体との連携 | 渋谷区、目黒区等隣接する区との連携(避難所等)、事前・事後の役割分担も重要ではないでしょうか。 | ご意見を踏まえ、終章「協働による防災街づくりを進めるために」3.「多様な主体との連携」において、(4)「関係行政機関との連携」として項目を追加し、災害時の各防災関係機関等との連携を踏まえた防災訓練の実施や、他自治体との災害時協力協定の締結による態勢の整備を図ることについて追記いたしました。 特別区や品川区、大田区、目黒区、渋谷区、三鷹市、狛江市、調布市とも災害時の相互協力及び相互支援の協定を結び、災害時においては連携し、対応することとなっております。特に狛江市とは細目を締結して、合同で訓練などを実施しております。今後も災害時の具体的手順を推進してまいります。 |
| 198 | その他 | - | 歩行喫煙を強く禁止して下さい。 | ご意見のとおり、歩きタバコはポイ捨てに繋がる恐れがあると考えられます。そのため区では、「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」に基づき、区内全域でポイ捨てを禁止し、歩きタバコをやめるよう規定しており、喫煙者のマナー向上に、取り組んでまいります。 |
| 199 | その他 | - | タバコのポイ捨てがひどい。港区同様、歩きタバコを全面禁止にしてほしい。火災の元にもなりうる。 | また、道路上への立看板の設置は、交通安全上の支障があり一定の制限を受けますので、現時点では困難な状況です。今後、立看板に限らず有効な標示物の掲示について関係機関と調整しながら検討してまいります。 |
| 200 | その他 | - | 火事の発生防止のため、区内全域での歩行喫煙を禁止してください。使い捨てライターの道端への投げ捨ても禁止すべきです。 | ご意見のとおり、歩きタバコはポイ捨てに繋がる恐れがあると考えられます。そのため区では、「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」に基づき、区内全域でポイ捨てを禁止し、歩きタバコをやめるよう規定しており、喫煙者のマナー向上に、取り組んでまいります。 |
| 201 | その他 | - | 歩きタバコが多い。注意の立て札は美観上は良くないが、当たり前のように吸っている人が多いので立ててほしい。意識を啓蒙してほしい。 | ご意見のとおり、歩きタバコはポイ捨てに繋がる恐れがあると考えられます。そのため区では、「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」に基づき、区内全域でポイ捨てを禁止し、歩きタバコをやめるよう規定しており、喫煙者のマナー向上に、取り組んでまいります。 |
| 202 | その他 | - | 経堂駅周辺に住んでいますが、喫煙者のタバコポイ捨てが止まず、火災の危険があります。歩行者の多い住宅地のポイ捨てを即急に止める方策をお願いします。火災の発生を予防するためには、ビデオカメラの設置もやむを得ないかもしれません。 | 経堂駅周辺は路上禁煙地区に指定されており、地域の方々にご協力いただきながら定期的にキャンペーン活動を行っておりますので、今後も、周知に取り組んでまいります。 |
| 203 | その他 | - | 桜新町2丁目に住住ですが、最近古い家屋がどんどんなくなり、マンションに生まれ変わります。それに伴い、今まで庭にあった井戸もなくなりました。戸数の多いマンションが建つ場合、共用スペースに井戸または、地域の住民が使える貯水装置を義務づけてほしいと思います。 | 消防水利については、第3章「実現への方策」1-1.「4つの目標を実現するための防災街づくり」(2)「火災に強いまちをつくる」。「消防水利の確保に努める」に記載のとおり、大規模な集合住宅などの整備に合わせ、防火水槽等の水利設備に設置をお願いするなど、消防水利の確保に向けた取組みを進めてまいります。 また、災害時の井戸の活用については、みどりのみずの基本計画で、農地や公園、公共施設などに震災対策用井戸の設置を進めるとしており、地震などの災害発生に備え、利用可能な水の確保の一環として取組みを進めております。いただきましたご意見は、震災対策用井戸の整備に関する今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| 204 | その他 | - | 大きい建物には雨水の貯水を義務付ける。(自分の屋根に降った水) | 開発行為や大規模な集合住宅などの建築につきましては、条例等で雨水対策の義務付けをしております。それ以外の敷地面積が250平方メートル以上の施設につきましては、要綱による雨水流出抑制設置計画書の提出を求めるなど、雨水流出抑制の取組みを進めております。 |
| 205 | その他 | - | 基本方針ざっとですが目を通しました。昨日の朝も大きな地震があったり、都から「東京防災」が送られて来たり、これは自分の身は自分で守りなさいということなのでしょうが、行政にもできるだけのことは早急に進めていただきたいです。 | 今後も、多くの区民の皆さまのご理解ご協力をいただきながら、着実に防災街づくりを進めてまいります。 |
| 206 | その他 | - | 三軒茶屋駅周辺の古い飲食店や商店街の再開発をして下さい。狭い道や入り組んだ道を整備してほしいです | 現在、三軒茶屋二丁目地区においては、地区の方々が中心となり再開発に向けた活動を行っています。区は、地区の防災性向上と更なる活性化に向けた街づくり活動を支援してまいります。 |
| 207 | その他 | - | 避難所は遠い。私は行かない。 | 避難所は区立の小中学校を指定し運営体制を整えています。避難所の設置については、運営に携わっていただく町会・自治会等との協力体制の整備を伴います。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。 |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|---|
| 208 | その他 | - | 安全対策が重要であることは言うまでもありませんが、常にコストや費用対効果の現点を忘れず、既存のものを活かす、不要になったものは止める、優先度を考える等の工夫をお願いします。 | いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 209 | その他 | - | 古い家並を整備する際、統一感のある町づくりにし、落ち着いた美しい家並にする。 | |
| 210 | その他 | - | 基本方針には、男女共通参画の視点が欠けている。人的資源として女性の活躍を盛りこむことが必要。 | |
| 211 | その他 | - | 全体的によく考えられているように思います。一方で、こうした問題の根底にある近郊住民の相互の意思疎通の醸成が大切だと思います。これは微妙な問題であり、また、長期に亘る計画と努力が必要になりますが、予算は比較的少額にとどめることが可能でしょう。区長直属の計画立案の委員会(あれば?)が十分に機能していないかも.... | |
| 212 | その他 | - | この度、特集号には「世田谷」をせたがやと書いたり、「街づくり」を「まちづくり」としたり文章の稚拙さが目立ち不快感を覚えました。子供の作成する文章以下です。「4つ」は国語辞典にはありません。パソコンやスマホ・携帯電話・新聞・テレビの字幕(テロップ)などなどにはありますが正しい日本語ではありません。四つと書くべきです。 | |
| 213 | その他 | - | 防災まちづくりを単なるスローガンに終わらせない方法の一つを御教示しよう。防災の目的を具現化する最も有力な方法は、地域考古学である。今は隠れて見えなくなってしまった、昔の地形、水道を古地図や昔の地域を見て覚えている人の記憶から、今恐れられている水害、地震の予防策を考える唯一の方法として、老齢化して行く人々の知恵を集めることは、又地域の活性化にも役立つのではないが、下手な学識経験者先生方の知恵では間に合わないのでは？ | |
| 214 | その他 | - | 住民が住みやすく、利便性の高い事を重視する。各地域ごと(例えば北沢1丁目、代沢1丁目、大原1丁目など)の住民の意見を集約出来る、自由参加の組織(例えば生活意識の会、町会のようなもの)を造る。 | |
| 215 | - | - | 土のうステーションを見かけたことがあるが、政策として中途半端で結局税金の無駄使いになっているのではないかと懸念している。アイデアとして悪くはないと思うが、何時、誰がどうやって使うのか区民に周知されていない気がする。より包括的な政策が望まれる。 | 区では、区民の方が必要に応じ、いつでも土のうを持ち出せ、浸水被害に備えて頂くため設置しています。今後は、よりPRを徹底し、区民への周知を進めていきます。 |
| 216 | - | - | 防災町づくりとは少し違うかも知れませんが、上野毛自然公園は手入れをしている人が此の公園は設計ミスと言っていました。何年もショウブを植えるのですが、いつも水がなく(上の方から流れてくるようになっていますがカラカラになっています。この場所は清水の出る所でしたので昔の方が自然で鳥もおたまじやくしもいました(他のも多数)。手入れをしないで(ショウブの所)草だらけの方が区民の税金の無駄使いを抑えると思います。清水が出ていた方が防災に役立つと思うのです。一応調査をして前の様に戻したら如何でしょうか。 | 上野毛自然公園では、以前より減少傾向にあった池の水量を改善するため、それまで池に流入していなかった湧水を池に集める整備を平成21年から22年に実施しております。この整備により、一時期、池の水量が増えたものの、ここ数年、また減少傾向にあることから、池の水量の減少は、湧水量の減少に起因すると考えております。引き続き湧水量に注視しつつ、ご指摘ありましたショウブにつきましては、生育状況などを見ながら、他のものに変えていくことも検討いたします。 |
| 217 | - | - | 公立小学校の樹木や雑草の手入れが不十分です。業者なら予算の増額を。専門の方がいるなら手抜きです。小学校の外側に落葉やごみが散乱していて何日もそのままの学校もあります。特に農大の近くの学校。 | 学校敷地内の樹木の手入れや落ち葉等の清掃については、日常的に学校主事や児童生徒による手入れをお願いしております。学校の樹木剪定等のための専門職の配置はしていません。敷地内の樹木が倒れるおそれなどが児童の安全等に支障がある場合は造園業者に依頼して、剪定を行っています。 |

| | | | | |
|-----|---|---|---|--|
| 218 | - | - | <p>世田谷らしいを持續させるための根源は若い世代に住んでもらう事に尽きます。高齢者は若人が増えれば安心なのです。土台は子育て支援、家族支援、子育てには金銭、税制優遇そして育児サービス支援など簡素に分かり易く具体的に実施してください。</p> <p>家族支援の一つには広い自然環境を、もっと河川敷を利用すべきです。ほとんどのスポーツを利用する人が前提の管理です。</p> <p>BBQの施設提供、家族で自由に利用できるような、テーブル・イスの配置など親子に空の広い場所の提供等大人が楽しくなければ若い家族は住みません。</p> <p>環境保全は、規制だけでは管理できないのでは？若い人にもっと託し、任せることも重要です。まして我々の時代よりもよっぽど環境を大切にしています。</p> | <p>区では、(一財)トラストまちづくりが管理する「せたがやの家」の家賃助成により、子育て世帯の居住支援を図っております。また、区立住宅についても、中堅所得層向け住宅を低所得の子育て世帯向け住宅へ順次移行し、若い世代の居住を支援してまいります。</p> <p>また、医療費や保育料など、子育てにかかる経済的負担について、負担軽減を図るとともに、保育・幼児教育や身近で気軽に集い交流・相談ができる場や機会、一時預かり事業の充実を図ってまいりました。また、支援を必要とする家庭が適切な支援につながるができるよう、新たに利用者支援事業を実施するなど、身近で敷居の低い相談体制の構築を進めているところであります。</p> <p>今後も、「世田谷区子ども計画(第2期)」に基づき、多様化する子育て家庭のニーズに沿った様々な子育て支援を総合的に展開することを通じて、安心して子どもを産み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会の実現に努めてまいります。</p> |
| 219 | - | - | <p>砧2丁目に住んでいますが、夜、人通りがあまりない道が多く、その他の地域でもアルバイトなどで子供の帰りが遅く、事件多く心配です。人通りのないところに防犯カメラの設置をお願いします。</p> | <p>区では、商店街へ対して行ってきた防犯カメラの整備費用や維持管理経費の補助を、平成27年度からは町会・自治会等に対しても行い、防犯カメラの設置を促進します。</p> |
| 220 | - | - | <p>交差点のミラーの向きをチェックし、植木の葉による視野障害をとりのぞいてください！</p> | <p>現場を確認のうえ、交通管理者である警視庁とも連携し、現場の状況に応じた適切な安全対策を検討してまいります。</p> |
| 221 | - | - | <p>池ノ上～松陰学園まで交通量が多く、人と自転車が車にぶつかりそうになるのを何度も見かけた。ガードレールは無理かもしれないが、道路に光る石や制限を記入するなど、安全のための対策をしてほしい。警察と相談してほしい。</p> | <p>現場を確認のうえ、交通管理者である警視庁とも連携し、現場の状況に応じた適切な安全対策を検討してまいります。</p> <p>なお、都道の安全性対策に関するご意見につきましては、管理者である東京都へお伝してまいります。</p> |
| 222 | - | - | <p>自転車で急坂を走りおりるなど危ない所がある。</p> | <p>現場の状況に応じ、注意啓発看板等の設置を検討してまいります。</p> |
| 223 | - | - | <p>横道から車が急に出てきてひかれそうになったことがある。礼なり立ててほしい。その他、歩道と車道の区切り、一方通行など色々対応して欲しいものがあります。</p> | |
| 224 | - | - | <p>歩道の整備：朝夕の烏山通り、寺町通りと平行して走る両側通行の通り等、通学路でもあるのに自転車、車が猛スピードで通る。日本女子体大のテニスコート脇からの出口はミラーも無く、自転車とバイク、車等の事故を何回か目撃した。</p> | |
| 225 | - | - | <p>防災のための一つとして、現在、住宅密集地区の道路拡幅工事が進められています。本当に良いことだと思います。長期的な視野に立っての計画・実施も必要ですが、もっと大切なことは、今、生活をしている人達が安全に外出ができるよう交通量のある狭い道路の拡幅、速度制限、一方通行区間の増加策などに早急にお考えいただいで少しづつでも着実に進めて頂きたいと思っております。</p> <p>防災は災害時だけではなく、今、今日、明日の交通事故防止も防災の一つであることをお忘れないうちにお願いします。</p> | <p>交通管理者である警視庁とも連携し、現場の状況に応じた適切な安全対策を検討してまいります。</p> |
| 226 | - | - | <p>防災街づくりは、安全で安心できる住みよい世田谷区のキャッチフレーズにし、各種施策を実行してほしいと願っています。公共の福祉を実現するには、必ず少数の反対者・偏屈者は存在しますので納得できる理由を公開し実現してください。</p> <p>世田谷区は、太古から農工中心の村落として発展して来ましたので、住宅街の道路が狭く警察に届かない交通トラブルを多数目撃しています。悲惨な交通事故も絶えず発生していますので、警察当局との協議により、幹線道路から朝夕の抜け道通行の廃絶、通学路の時間帯規制、住民本位の一方通行路の設定、速度取締り等を推進して頂きたいと願っています。</p> | |

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 227 | - | - | 桜新町駅～用賀駅間で地下に電車が走っているのは用賀200m。200m坂道は道路工事が完全に終わったはず。歩道には工事道具が置きっぱなしな場所がある。道路美しいのが望む、都市計画課の人が用賀駅坂道を見に来て下さい。 | 御指摘の箇所の道路管理者である東京都第二建設事務所へ情報提供いたします。 |
| 228 | - | - | 北成城町に桜を植えて頂きたいと思っております。夏に北の道は陽を遮る木が無く、暑いし4月の桜のおまつりにこちらは寂しいものです。 | 道路に街路樹を植える場合には、車両や歩行者の安全な通行を考慮すると、十分な道路幅が必要になります。樹木の中でも、特に桜は横に広がる性質がありますので、植えられる路線が限られてしまいます。いただいた、ご意見については、今後の道路整備事業の参考とさせていただきます。 |
| 229 | - | - | 広報課発行「せたがや」は内容が充実していて、いつもファインディングしています。広報課担当の方々が努力して編集しても、また、区役所に勤務する一人一人が理解度を深めるように指導を徹底すべきと判断しています。管理職以上の方に、各種提案しましても、関心度が大変低いと感じます。「サラリーマンのセクショナリズム」区役所は倒産する心配がないという安心感でしょう。職員の教育不足、その他多々あり。 | いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 230 | - | - | これでよし。特に注文を付けるならば、内部に1.5間×4間のスペースが取れるものが望ましい。手裏剣道の練習が自宅で出来るものが良い。現在、自宅に1.5間×4間のスペースを持ち手裏剣の練習をしているが何かと便利で使い道がある。練習しない時は物が置いて便利である。未来の精神文化手裏剣道がこのような形で普及すれば、社会、人類の為になると思う。 | |
| 231 | - | - | 区民の意見、提案を求めると云いながら、誰がまとめたのかも分からない方針(理念)をゴチャゴチャ押しつけている。だが、どの項目も掻き集めだけで、この世田谷に根ざしたオリジナリティーはない。よくよく暇な空理空論の好きな概念論者が、ぞろーつというようで心が寒くなる。"暮らし"と云う自然の流れと"住宅"と云う固定条件を、行政と云う人的組織が左右できる分野は極めて狭いと知るべきである。だからこそ危機に備え、危機に個人に求められるのは、その人間の限られた力の全力発揮であることを識り、その上で職務に当って欲しいと願っている。 | |
| 232 | - | - | ・汚れた心のままでは無理で賞。 ・ほどけ心を取り戻しま賞。 ・高い建造物をなくしま賞。 ・人口の増加をストップしま賞。 ・自然を大切にしま賞。 ・神・仏・主への依存症から卒業しま賞。 ・区長はしっかりしましよう、票を獲得されているので賞、公務員もしっかりしま賞、試験に合格されているので賞。 ・パブリックコメント求めてどうするの賞、あべこべ行政は嫌ですよ！ ・区役所、支所のポストはどこで賞。 | |
| 233 | - | - | 素案をみるに92年前の関東大震災後に言われた文献を彷彿とさせる役人のお題目だな！当時18歳で震災に遭った私のおふくろはよく言っていた。食べ物と水(井戸)は大事。本能の鈍いものは助からない。風も火もどっちから来るか分からない。結局、天災は忘れたころにやってくる！これしかない！！デンと腹をすえて生きることだジタバタするねえ！強いて具体的にやるなら区民の半数は過疎な地方に早く転居することだよ！大震災後、首都東京移転の話が役人から出た時、永井荷風は「それはいい、東京はやっと生まれ育った者の街になる！」と歓迎したよ！！ | |
| 234 | - | - | 隣接する北向き傾斜屋根から降り積もった雪が、拙宅の庭に滑り落ち、庭先に設置したガレージの屋根を押しつぶしたことがありました。早速、隣家に抗議しましたところ、隣家の商家などに"どなりこまれた"と言いふらすだけで謝罪の一言も有りませんでした。こういう無責任な自然災害視観が拡がらない様、世田谷区民には互助重視の精神を尊重する訓育を心掛けてもらいたいと思います。 | |
| 235 | - | - | どうも現在、車中心の計画だ。もう古い。人間中心になり、LRTすなわち都電(玉電)の復活で山手線の内側を都電で人を大事にする。できれば、地下鉄等都電はタダ、あるいは往復半額などとして人間中心の世の中にし、自動車が郊外まで、のりかえ、中心地へ。皇室は京都へ帰る役割をはたし、あとは解放し、団地・政府役所など公的または、本社などに解放。明治維新をやり直し民主国家にすること。京都は広い場所があいたままだ。その他奈良へ文部省等を移転し、国民を解放すること | |

| | | | | |
|-----|---|---|--|---------------------------|
| 236 | - | - | 保坂展人殿、世田谷区として今国会で成立しようとしている違法安保法にきちんとした態度で臨んで頂きたい。杉並も区として考えを表明している。世田谷区に出来ない事でない。集会に世田谷ののぼりを見るが集結できない歯がゆさがある。 | いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 237 | - | - | 人類の発展は、電気文明によるものです。日本は、災害立国として自然環境から避けて通れません。しかしノーベル賞受賞者を多数輩出しているように科学立国として「原発の再稼働」に向けて英知を募り克服されることを期待しています。世田谷区は、直接的に原発危険は存在しませんので、国策、電力会社の取組み、地球環境の保全等の視点から左翼勢力とは一線を画すべきと考えます。 | |
| 238 | - | - | ウルトラセブン 「消えた時間」「消えた町」17:45～21:10 「消え行く人々」SFの世界かしら？。1983～1989 あの時代をアドリブで再現してほしい人も中に居ると思います！？。 | |